



門品  
號 524  
卷 3



國可  
憐

*Faint ghosting of the calligraphy and a vertical inscription in seal script are visible in the background.*

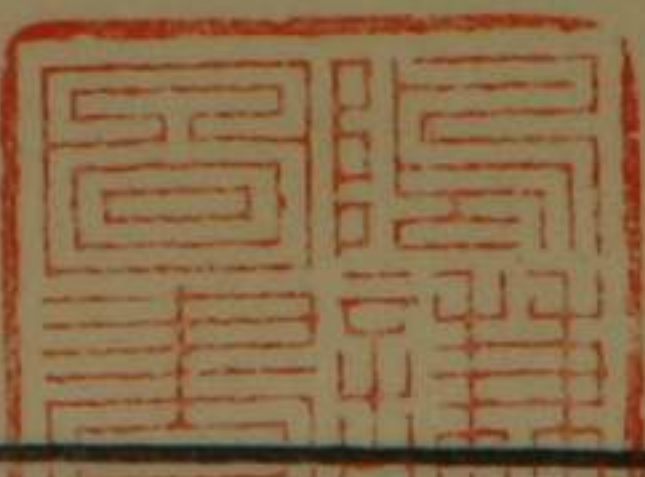
明治乙未夏

後任公爵九條道孝題



神都名勝誌卷之二

目錄



宮川并圖	河原禊所并圖	饗河原	清盛堤
守護使不入地并秀吉朱印	岩出祭主故墟	岩出寺	
長者淵	御牧小野	岩出城趾	河原神社
澤道小野	藤波里并古圖	岩波里并古圖	山田原并御木曳圖
宮川町	京町	中島町	中島合戰
志等美神社	大河内神社	打懸神社	栗尾岡
山幡淵	小河橋	辻久留町	二俣町
天神山并經瓦	浦口町	筋向橋	常磐町
城山并子良館舊記	梅香寺	奉行屋鋪	草奈岐神社
大間國生神社	清野并庭神社	下中之郷町	今社

八日市場町	上座蛭子祠	坂社	等觀寺
度會常昌靈社	曾禰町	奉行屋敷	新町
一志久保町	並木	若宮八幡社	藤社
大世古町	宮市場古文書	新道	一之木町
須原大社	走下青物市	三方會合所舊趾	福島正賴墓
宮後町	通神路	月夜見宮	高河原神社
沼水平尾行宮舊趾	離宮院神序舊趾	館町	北御門口 <small>并北御門歌合</small>
裏見張所	鮎迎	豐川	田中中世古町
豐川町	御鹽橋	一鳥居橋	清盛楠 <small>并圖</small>
表見張所	一鳥居	行在所	參集所
大麻所	廻神	祓所	二鳥居
御神樂殿	五丈殿	九丈殿	主神司殿

齋内親王御輿宿	玉串行事所	別宮遙拜所	祓所
御池	大宮院東御敷地	五百枝杉	蕃屏
板垣鳥居 <small>并宮中圖</small>	南宿衛屋	外玉垣御門	中重鳥居
石壺	四丈殿 <small>并官幣點檢圖</small>	女孀侍殿	内玉垣御門
蕃垣御門	瑞垣御門	豐受大神宮正殿	相殿神
正遷宮	年中諸祭典	神異 <small>并圖</small>	東西寶殿
御饌殿	外幣殿	北宿衛屋	北御門
蕃屏	上御井	藤岡山	度會國御神社
大津神社	廳舍	御器御倉調御倉	忌火屋殿
忌火屋殿附屬舍	祓所	御饌道	廻神
酒殿	御饌調理員齋宿所	御竈木屋	内御廡
北御門口鳥居	廻神	外御廡	齋内親王御膳殿壹院

中堤	下部坂	檜尾	多賀宮 并圖
廻神	下御井	山口祭場	土宮
風宮	廻神	千枝杉	

宮川

度會郡の中央を流る、一大洪河あり。神域は近きがゆゑ、此の稱あり。

水源は、大和、紀伊、伊勢三國の堺大臺原巴が淵より出で、大杉谷、三瀬谷を経て、野尻川と會し、又、一の瀬谷乃流と合す。其餘多氣、度會兩郡の溪流數百條を一括して、北に奔り、大湊に至りて、海に入る。水原を距ること、三十餘里あり。古は、度會川とも、又、度會の大川とも、齋の宮川ともひき。渡口、三箇所上を、柳の渡といひ、下を、磯の渡と云ひ、中を、櫻の渡といふ。此の櫻の渡、即、關東京攝より、吾が神宮に達する國道の渡口なり。天平寶字二年に、此の渡口に、船橋を懸けしこと、始めてもれ見えたり。勅使参向の節、ハ、中世まで、臨時に設けられたりとぞ。其の後、永く、船渡なりしに、近年、假の板橋を架けたり。

天平寶字二年九月、御祭使祭主清麻呂卿參宮之間、度會川

大神宮諸雜事記



宮川真景

之浮橋船亂解天忌部隨身之上馬一匹自船放流斃亡已畢

万葉集 度會大河邊若歷木吾久在者妹戀鴨 ワカハノベノワカヒサギワガヒサナラバイモミムカセ 人唐

新古今集 契ありてけふみや川のゆふがづら長さ代までしかけて頼まむ イモミムカセ 定家

續拾遺集 朝夕にあぢ心を控てらす浪もあづらにみや川乃月 イモミムカセ 後鳥羽院

風雅集 きみ代のおうと是をみや川の岸の杉村色も変らば イモミムカセ 後京極

月清集 けしといふ春のあらしをみや川の岸の杉村色変らば イモミムカセ 同

御集 宮川の春立つ空初風におち出づる浪の花やちうらむ イモミムカセ 後鳥羽院

ちうの色をけふみや川の杉のまにゆきさる風も秋 イモミムカセ 同

久方の空ゆく風雲ききえて月かけ宮川 イモミムカセ 同

みや川やちうもみづりの秋のまに今一志ほの春風ぞふく イモミムカセ 同

夫木抄 君よかくもあひ川がらへてあふかあせずもあるれ イモミムカセ 輔親

宮川母合 なぐれおてみあたままに瑞垣の宮川よりや度會のめ イモミムカセ 西行

外宮神拜記 宮川や清き流よみをぎて初らむ事れうあねをば イモミムカセ 度會朝棟

建武元年度會朝棟亭會 秋をへて神も歳せうみや川の月ふむのすこわらむ イモミムカセ 同

みや川の清き流ふらげきえて秋をこよいと決める月 イモミムカセ 同

わきそすむ秋の半とみや川の浪間の月れおさやけ イモミムカセ 同

宮川や浪のすくかそくをて月もこよひの秋やあらむ イモミムカセ 同

心を外ふるさで歳秋もこの宮川のほきを詠めむ イモミムカセ 同

文永の頃伊勢太神宮法樂の杣木の神代より流盡 せぬ河上行末も限ならむことを思ひつけて 續門葉集 君が代の久き秋を浮びける豊みや川のおれあ イモミムカセ 通海

神祇百首 螢飛ぶ豊宮川の夕闇ふ移舟の舞さすを イモミムカセ 度會元長

家集 水上をれりば若の粟うてめを深き宮川の末 イモミムカセ 源國永

宮川日たり侍るよ明がとの月 さやうよていと神さびたり 永享参詣記 忘れぬや跡の廿日の月影をほのみや川の春の曙 イモミムカセ 竟孝

宮川月

鳳岡全集

林信充

月出白雲層宮川綠水凝波心浸玉宇上下共清澄

度會川月

同

河原禊所中の渡口の北よりあり。月泛大河水靈光德廣覃神風挂影度會上現優曇

齋内親王公卿勅使例幣使等奉向の節被を受けさせられ一處を  
其の他三節祭るハ太神宮司禰宜内人等も此の所ニ奉集一被  
を修めし由今も勅使奉向の節ハ神宮主典此の處にて修被の式  
を行ふ。

皇太神宮儀式帳

六月月次祭為供奉禰宜内人等皆悉參集與太神宮司度會

河臨晦大被仕奉八月晦大被亦同故畧之。

止由氣太神宮儀式帳

將來六月月次祭為供奉禰宜内人等皆悉太神宮司共參集

延喜式

臨度會河晦大被仕奉然即御厨大饗給布

齋王參度會宮中禊度會川參入神宮

渡宮川被御幣御馬次第整立宮司備被物卜部被詞官司獻大麻

中右記

永久二年二月三日己酉巳刻於離宮先輩東庭被卜部使勤之御

馬神寶宮司二人少司一人有障不參神祇官使々先行次下官共人少將

宗能侍從宗成散位宗重等皆著束帶相具也次第進發兩脚無隙風氣殊甚衆人衣

裳皆以濕損渡宮川於岸上被外宮御馬神寶等相分令被清也

嘉承二年二月十六日酉癸酉天顏快晴卯初沐浴則著束帶解除

兼政勤之宮司定輔以下之人著束帶扈從參宮神寶神祇官等荷

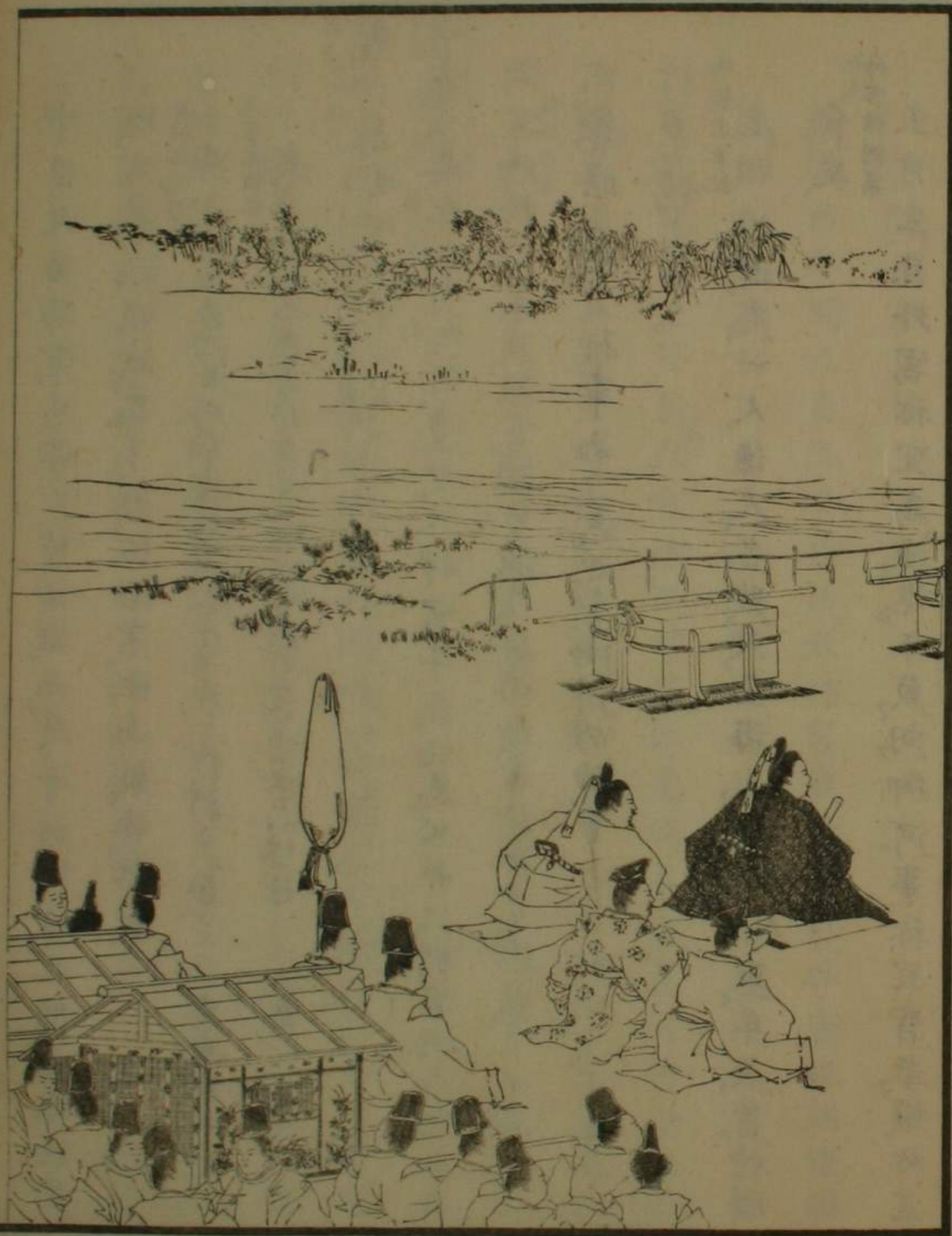
行中納言中將少將及前駢等皆著束帶隨身著狩衣從後騎

到宮河乘船渡於東河原行被昇立御馬神寶等於前使以下列居

宇多天皇仁和四年十二月廿三日勅使參宮王神祇伯雅望

伊勢勅使部類記





例幣使宮川被之圖



明治甲午五月  
千代堂書畫之圖

中臣大祐時常忌部少祐祐雄而度會河御被之間祐雄從童  
俄馬被踏頓滅已了仍佑雄急他馬乘替參宮

新後拾遺集  
涉被するを宮川のまき波の敷より君を狩りかか  
度會相勝

永享奉詣記  
我が君のまきこけきを宮川や波のまゆふまかけせ  
堯 孝

饗河原 あのかはら 上の渡の東岸  
古ハ毎年五月三日豊受大神宮子良物忌父并に別宮内人物忌等

兩宮御料の年魚數百頭を漁り此の所ま於きて修被し了りて一  
同饗膳に預る行事ありき之を御川の神事とぞ云ひし今も其の

行事絶えたり。

御鎮坐本紀  
度相川邊有一人漁人名號天忍海人今謂之  
掃部氏取年魚蓄神膳

食矣

五月三日外宮祓宜為漁進年魚向御河事祓宜皆參權祓宜

神宮雜例集

五位  
六位 隨見參有饗

兼曆四年閏八月二日辛酉太神宮申前伊勢守廣經朝臣闕

怠年魚酢事五日甲子今日陣定也被定伊勢豐受太神宮祓

宜訴申自正月至五月所供神饌年魚闕怠事左大辨發語如

讀本國解并神主解狀無別定詞下

神祇百首  
忍海人の年魚哉とぬるそのかむ安の川事雨降りたり 元 長

清盛堤 きよもりづみ 宮川東岸の堤をいふ

古ハ宮川洪水の為堤坊壞れ河水山田市在に溢れて宮域まで

流も浸ち事属りきといふ其の度毎に公家より沙汰ありて堤

を修補せらる或ハ山田地主神大土御祖神土宮の宮躰を宣下

を給ひ或ハ宮川近傍の攝社及當時現職の祭主などに位を授け

らば一事さるありて然應保長寛のころ平清盛勅使として参向せ

一時堅牢なる堤防を改築したりとぞ。故に土俗今尚之を清盛堤  
やいひ傳へたり。

社記

大治三年六月五日、宮號宣下、為度會河堤守護也、  
類聚神祇本源

一志止見、打懸、大河内、社增位事

件、三箇社、為防川堤守護、可被增進位階之由、次第上奏之  
處、被進、勅書、

勅正五位下志止見名神

今奉授從四位下、大治三年六月十日

勅正五位下打懸名神

今奉授從四位下、大治三年六月十日

勅正五位下大河内名神

今奉授從四位下、大治三年六月十日

祭主補任

祭主從三位行神祇大副大中臣公長卿

大治三年二月二日、叙從三位、伊勢宮川堤賞、

守護使不入地

宮川以内を云ふ。豊臣、徳川  
両家朱印の寫を左に掲ぐ。

徳川家朱印

條

一内宮知行方可為守護不入事、

付、諸法度任先規、年寄共可申付事、

一喧嘩口論之儀、前、雖有之、當時堅令停止、記、

若於違背之輩者、双方可為曲事、

一奉宮之輩者、可為且那次第事、

慶長八年九月九日、家康朱印

内宮二卿

年寄

條

豐臣秀吉朱印 横一尺一寸七分

舊會合所藏

降

一 今度伊勢熱國捨地代清紅  
 御符浪高川内代大神宮為  
 敷地、案為多儀崇敬上志不  
 及、主沙汰拾地免除之事

一 由宮之同神主、年寄共於神

通身書敬法度、下撰代、其  
 一 浪高川内山林竹木屋敷田畠、  
 此先之規、沙汰其外、諸儀令免、  
 右案、永代不可有相違也

文祿三年甲午十一月十六日

伊勢

山田勘中  
宇治勘中  
大津清勘中

一伊勢後宮川内三宮内知行方可為守護不入事。○第二條  
前同文。

慶長八年九月廿五日家康朱印

外宮

年寄

宇治山田市中揭示場制牌  
條

一伊勢太神宮領内可為守護使不入事

附諸法度如前二年寄共可申付事

一喧嘩口論堅令停止之。若於違犯之族者可處双方罪科事。

一参宮之輩可任先規法式。是外宮仲間之法式之由所載先判。弥堅可相守之事。

一當分参宮之輩者。

兩宮之内可任其志師職之旨申之不可差留事。

附兩宮師職無之者可為参宮人心次第事。

一古來相傳之旦那以才覺不可奪取事。

右之條依當家先判之例。弥不可有違背者也。

享保三年七月十一日吉宗朱印

宇治二郷  
年寄共

外宮年寄共ニ付與せらるる一朱印状も前同文  
なれむ之を畧す。

岩出祭主故墟宮川渡口より一里許川  
上の西岸岩出村あり。

長保年間祭主大中臣輔親卿より。明德應永年間清忠卿の頃まで。凡三百九十餘年居住せられ。舊地なり。茅宅の故墟。今に存して。其の規模を見らるる是也。

岩出寺舊址詳  
ならず。

大中臣系圖、鎬矢記等、輔親卿、大の木村、釋尊寺を造立せし由見えり。恐らくは、此の寺あらむ。古今著聞集、祭主神祇伯親定、伊勢國岩出といふ所に、堂を建て、瞻西上人を請て、供養を遂げし由を載む。今猶、岩出村の字、寺屋敷といふ所あり。合せ考ふべし。

伊勢、祭主輔親を立てたるいふ寺より、三昧堂のほら貝のうせたるをこひ侍りけるをつらとて、

新拾遺集

かまろり谷の洞をぞ思ひやる秋風のや吹まそとちむ

伊勢

伊勢に侍る頂祭主親定卿、岩出と云ふ家ありしとて、まろりて見けるみ誠に面白かる中より、川向比山づら優なりけるを思ひ出でられて、

散木奇歌集

遠近の外山のそをばあしともいそをばあし人もあは

藤原俊頼

長者淵

岩出村の東、宮川筋の深淵をいふ。

往昔、此の地、市守長者と称する富喜の家ありし由、口碑に傳

へたまども、信をるに足らば。或ハ、祭主の第宅、近きよあるを以て、名としたりるもいへり。

御牧小野

同村に續ける郊原をいふ。

延喜式、神馬を、御牧ふ放つとあるを、此の御牧ふ放ちたりしことなりとぞ。今ハ、牧場にあらば。

岩出城趾

同村あり。

天正三年、田丸中務少輔真息、牧村兵部大輔利貞、始めて、當地に城を築き、其の後、稻葉藏人通通等、此の城に憑りし事、舊記に見えたり。

勢州兵乱記

天正三年冬、信長公ノ御意トテ、信雄ヲバ、田丸城へ移サシ、北畠右中將ニ任シ、家督ヲ嗣ガセラル。養父北畠左中將信意卿ハ、隱居ナリ。亦、大御所中納言具教卿ハ、三瀬ニ

城ヲ立テ移リ給フ。是、何事カ有ラバ、大杉へ引キ込ムタ  
メナリ。田丸中務少輔ハ、岩手城ニ移ラレタリ。○稻葉藏  
ハ、中島合戦  
の所ヲ讓ル。

河原神社

岩出村の向ひ、宮川の東岸、佐八  
村ニ坐す。皇大神宮の攝社あり。

皇大神宮儀式帳

川原神社一處、稱、月讀神御玉形無、同内親王定、祝、  
倭姫命を云ふ。

正殿一宇、長四尺、弘三、玉垣一重、四方各、坐地九段、四至、

東西北大川、南島、外、十六社も、之を畧す。

以上、十七箇處、神國津社、

右社、隨、破壊之時、國郡司以、正稅、稍、修造、如、件、

以前、祝部等、太神宮司、ト、食定、任、之、狀、移送、伊勢國司、之、

河原社

延喜式太神宮所撰、三十四社、社記、川原社、在、沼木、郷、佐八村、

澤道小野

今、の、佐八村、の、事、なり。澤池、とも、相地、とも、見えたり。

往昔、倭姫命、大宮所を、覓め、給ひ、野後より、宮川の東岸を、次第に

巡幸し、給ひ、一時、御通過あり、舊蹟なり。

從、其處、幸行、澤道野、在、支、其處、乎、澤道小野、止、号、支、

藤波里

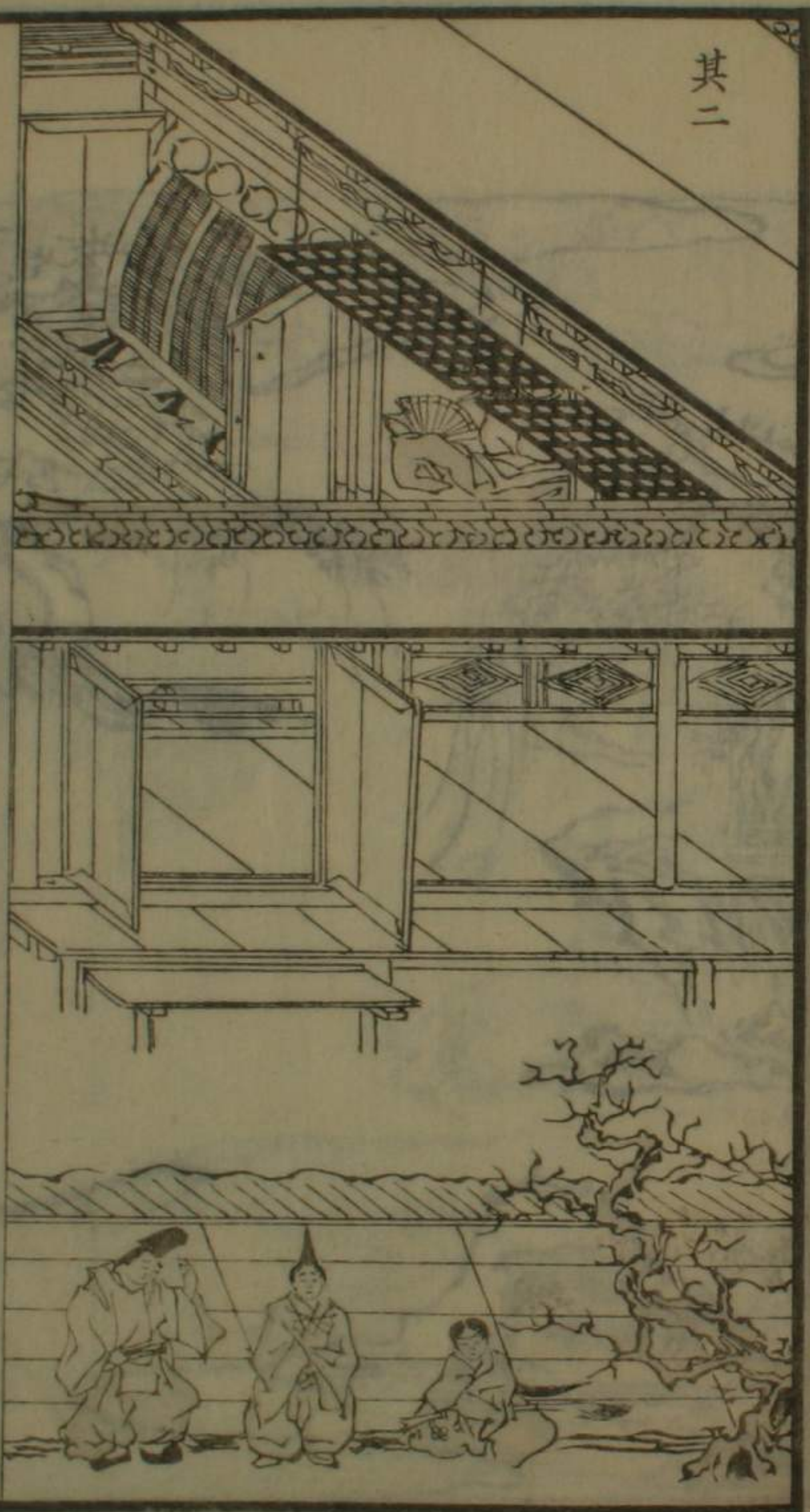
佐八村の西あり。今、ふ、田圃の字を、藤波と稱す。

往昔、皇大神宮の禰宜藤波家の居住せし所といふ。蒸荊の間よ、  
土塀の遺存せるものあり。當時の構造思ひやらる。此の地、川の  
東西ともに、藤波といひ、あや、蟄居紀族拾遺よ、つづれの祭主  
ら、岩出よ、住み給ひ、一時の歌とて、吾が庵ハ、岩出岩代、津比うへ  
ねふか、れる藤波の里といつるをのせ、又、歌合荒本田成言の歌  
よも、兩岸の事、試よめり。明德應永の頃、代々、岩出よ、居給ひ、祭  
主の、京都よ、還られ、後、其の由縁を、忘れどとて、岩出と稱し、後、  
藤波と稱せら、色きとも、いへり。



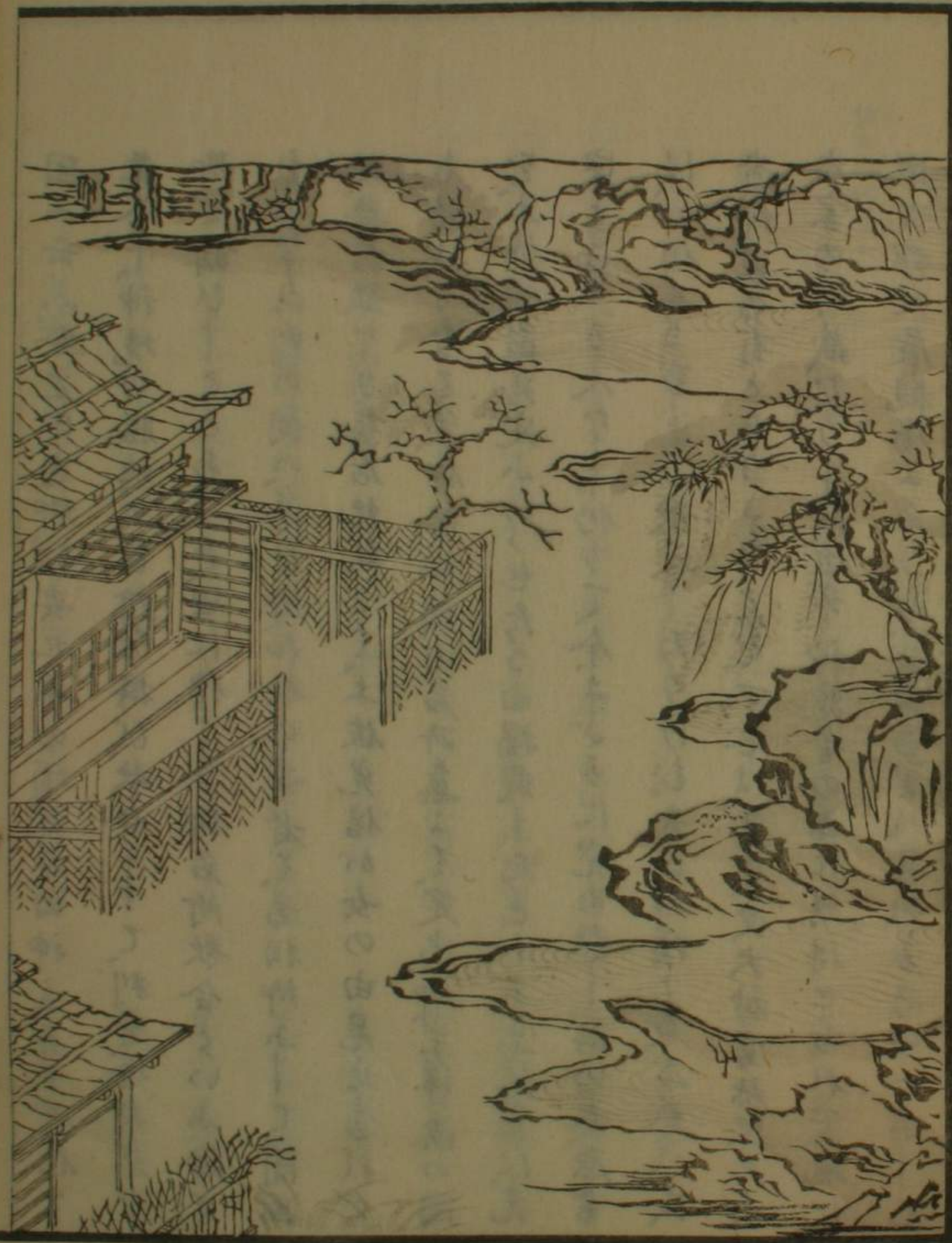


其二



あつちかへあはれまゝあひなるとさゝのあし  
花より志す新くさるの物ら行かん





同藤里  
上渡之圖



因ふ云ふ。祭主定忠卿、弘安九年の頃、荒本田神主并僧侶を  
 集合し、神境の勝地十箇所を撰び、歌合ありて、判を冷泉為世  
 卿に請ひしことあり。是世に傳ふる新名所歌合といふ繪卷  
 ものなり。判の詞は、為世卿和歌の筆者を、為相卿ありて、園画  
 は、無落款なり。藝居紀談よき、土佐光信が女の由見えぬれど  
 も、時代うなず。伊勢神領内名所集よき、定忠卿、三津湊の園  
 を、土佐將監光定小か、せたる由掲載したるも、土佐家に光  
 定と云へる人なし。仍りて、余さざらに究め難し。此の巻、原書  
 は、如何ある事より散逸したりけむ。天正の頃より、上巻ハ或  
 貴紳家の有と有りしとぞ。下巻は、舊豊受大神宮祿宜久志  
 本家の所藏なり。近年、神苑會の爲に購得せられて、現に  
 徴古館に展觀場あり。即、藤波の里ハ、其の名所の一ありて、

新名所歌合

題画の模様ハ、川西あり、岩出祭主の宅と見えたり。

- 仍く去をどめかねて、方代を松をちぎる藤波の里 大中臣定忠
- 葵うねく春は来て見む松の枝のよ年にかう、松波の里 荒本田尚良
- 去ささみまの小野のあさち、松をこめてかう藤波 荒本田成言
- この里に幾もあつ、ふぢ波の花咲く松も去をへぬらむ 荒本田延行
- 官川のあさち、松をれど松もえう、松波のみ乃里 僧都行寶
- さや川や春ゆくあつ、松をみかけたう藤波の里 法眼能圓
- 里人やよ年をかけて葵うねむ、松を花さく、他のあぢなみ 荒本田成宗
- 幾も去を松を葵うて、松波の里のあさち、松をへぬらむ 荒本田長興
- このまこのさやをう、かさすらむ、松の春をまつけあぢ波 荒本田氏行
- 縁から松をかれる藤波のまこの盛に見ゆはるうな 荒本田経顯
- さだのうら木、松も折なべて、松波の里 大法師良去

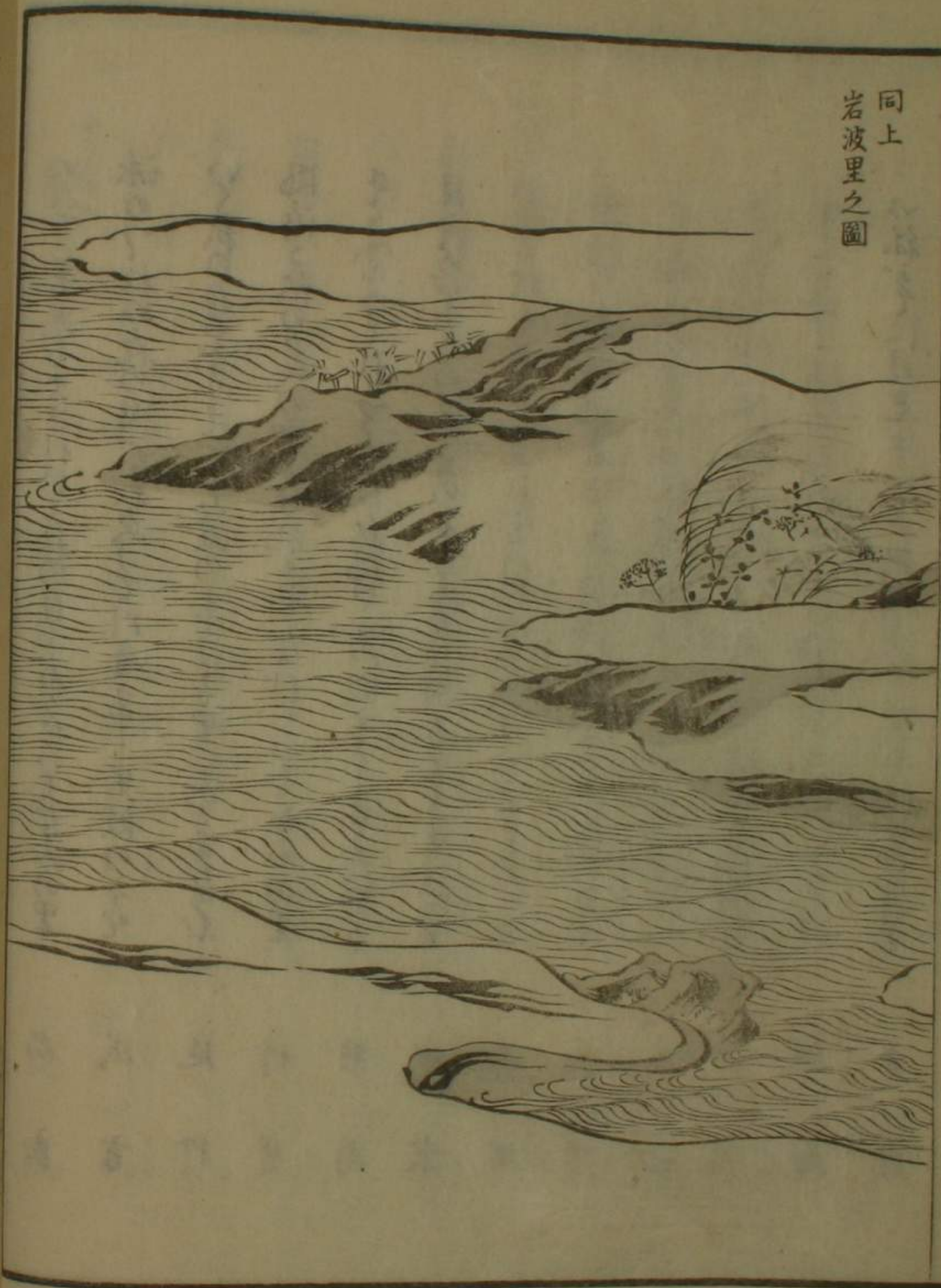
春毎に色さみ松の代ふけて盛もひさし藤のみげと  
大法師圓親  
 本急藤く松むうひの里まがも嘆きかうたる藤波の里  
荒木田定顯  
 縁かう松かぞうらぬ色見えて夏まぞかうあなみはと  
大法師良譽  
 西く末のまも久き里の名を嘆きてあらす松の藤波を  
大法師尊親  
 三ち帰りをうにあひたるさこの名もむさうらう春の藤波  
大法師良惠

岩波里 いはかみり

新名所歌合の畫題なり。其の舊趾詳ならず。佐八村の南、圓坐村の西、不當り、官川の水涯に突出せり巨岩あり。奔流、これに激し、白浪つ、孫も、雪を卷たり。岩上よも、龍蛇の蟠居たり。可如き老松、近年まで生ひ茂りてありき。恐らくて、此の所あり。 △ 祿豆補集、應永三年執印内宮一祿豆氏茂神主を、岩波と稱せり。されど、其の頂まで、此の里の存せしを知るべし。  
 新名所歌合  
 秋風ハ河音言くふる夜小月新さや岩波のきと 定 忠

ぬれてこそ光もまされぬ秋の月も宿うせいでなみの里 尚 良  
 詠めつねぬ夜の月け新更けて川音高し岩波のきと 成 言  
 いく秋の月やどり来て岩波のまらよる里に名をあらむ 延 行  
 風流る秋の夕べの柳がげ礼きてなびくはそあみの里 行 寶  
 さとくもあをれまらむむ秋風や岩波言く音またつち 能 圓  
 月清めぶらわゆるわとのねまもかへ河音言き岩波の里 成 宗  
 つきも新まをみとをまされ官川や流き流のいはるこのさと 長 興  
 松も吹く秋の川風音さそ月清み流る岩波のきと 氏 行  
 まつ風も川音たつる岩波の里もさやうに清める月うれ 良 吉  
 かげ初る月もたさむの秋更けて河音さびし岩波の里 經 顯  
 里人も月も新ぬ夜や更けぬらむ川音する激しのいと波 圓 親  
 以縁ごとく月見よとそや秋風もあむちやある岩波の里 定 顯

同上  
岩波里之圖





秋もや更けゆく月の影よみて川風さむし岩なこの里

良 譽

澄む月のいろもきよく宮川や流よ長くは波のさと

尊 親

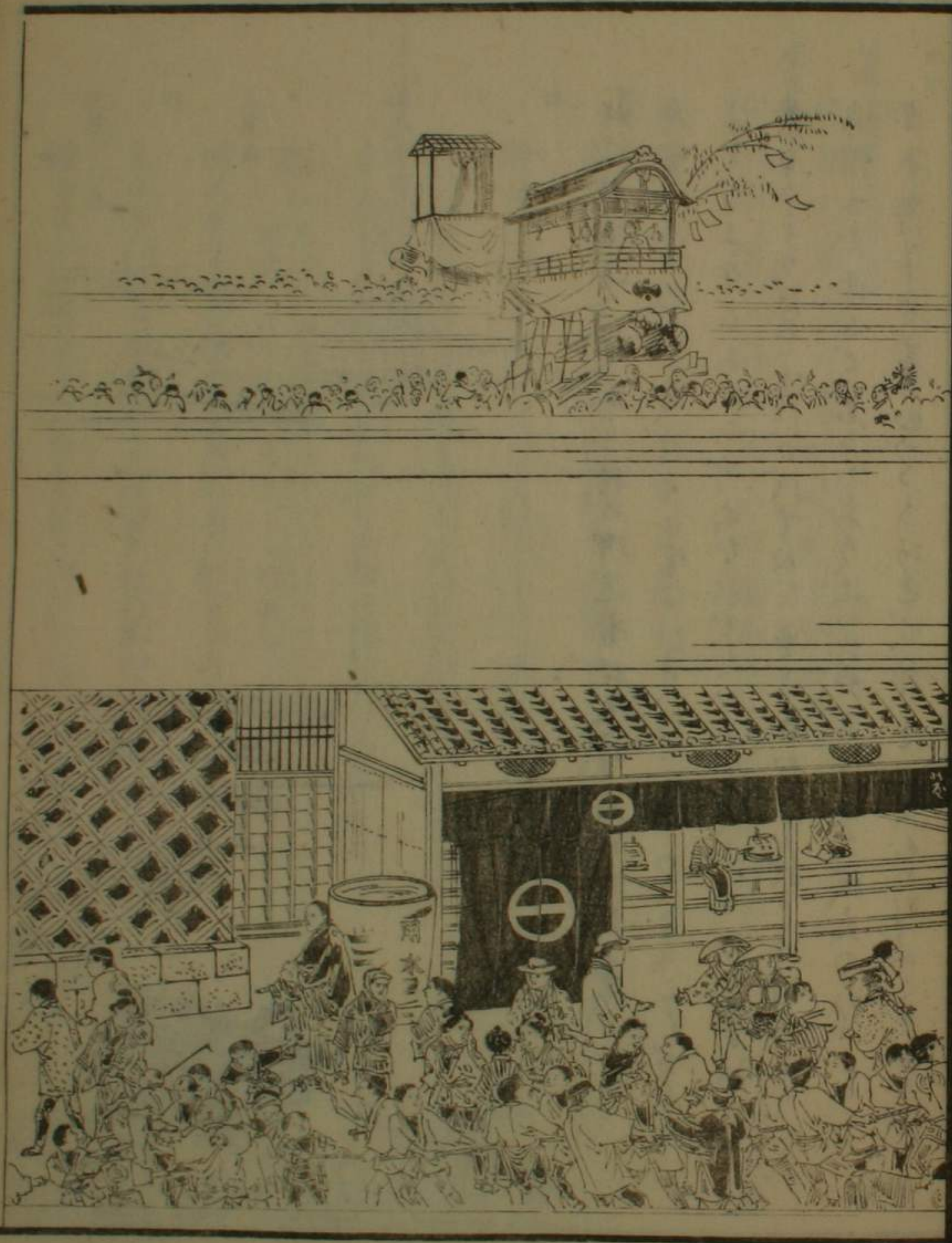
まむ月の影よりあのかまらて川音涼しいとけみこの里

良 惠

山田原

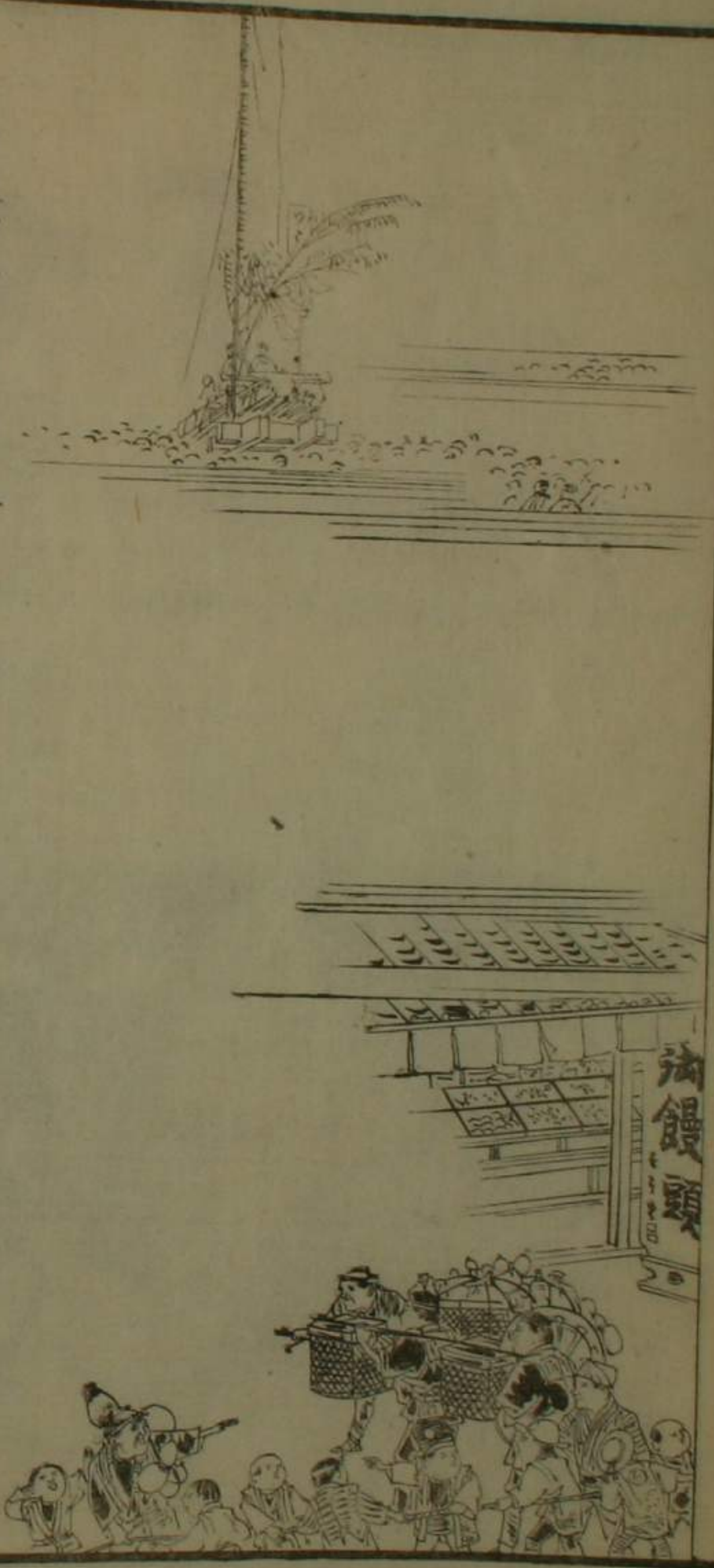
やまだのはら 豊受大神宮大宮地 近傍の總称なり。

往古宮川の堤防全うらざりし時支流教派よ分色池沼林檎處  
 又交錯せり平原なりしうば沼本の平尾とも或ハ山田の原ともひ  
 ひき中世より人家稠密して一都會を成すに至り。近年宇治高  
 向箕曲沼本継橋の五郷を合せて宇治山田町と称す。郷名の注解ハ 上巻ニあり。  
大田本記 度遇乃山田乃原乃下津磐根尔大宮柱廣敷立畧○下  
止由氣大神宮儀式帳 度會郡沼木郷山田原村 度會郡沼木郷山田原  
延喜式祝詞 天皇我御命乎以底度會乃山田原乃下津石根尔称辭竟奉  
流 豊受皇神尔申久○下 畧



豊受大神宮造營  
用材車曳の圖

田



此は神宮造り仕へ奉る時の御造替材を神祇の公民衆  
 度會の大川乃邊より、夜會の宮よりいきりてまごありたる。こゝも  
 よも、百々奉ふあゆる沖本なれむ、たやまく曳きうべくもあらぬ  
 業るより、月を追ひ、日残をねて芳き勸むるもけうら、時ふよりてハ  
 烏帽子素襖もど、あやもあり、又、あやしげなる賤夫のかうらうら  
 げよをひいてまらぬづも、あやと、神を教ふむ、ひんくことなるべし。

社記

沼木郷山田村

明章本清圖書編日本國序

康永參詣記

紀伊之西、為伊勢、北、為三河、其、奥、為  
 腰、太、為所乃、奴、子

宮川を涉り、端山、繁山の陰、至りてみれむ、此面、彼面の里、  
 道をひらきて、誠、ふ、ひと都なり。

新古今集

さびたもも、げせにむ、時、山田のまらの、杉のむらさ

西行

鈴麻川、深き木の系に、日殺へて、山田の系の時雨ををきく

太上天皇

神凡や、山田の系、の神系に、ころけ、あめを、かけぬ、目をたき

越前

續拾遺集

うこ代より、霞も、あきへ、ふて、きぬ、山田、系、の、ま、の、あ、ほ、の

西園寺入道

玉葉集

規子内親王、伊勢の、いつきよて、く、り、侍りけるに、中納言、麻明、長奉、  
 送使、よて、あへり、まう、し、時、標、かど、給ひて、人、と、歌、よ、み、侍りけるに、

神のま、山田、系、の、系、の、系、の、子、か、へ、る、より、こ、を、み、代、の、お、ね、め

源順

同

夕日さ、は、や、ま、田、の、系、を、見、渡、さ、ば、秋、の、木、陰、よ、早、苗、と、る、かり

藤原為忠

新古今集

誰う、ま、こ、山、田、の、ま、ら、れ、香、か、けて、神、代、の、海、よ、お、業、揚、む、ら、む

後九条

前内大臣



歌枕名寄  
御集  
左大臣  
後鳥羽院  
順徳院  
家隆  
為尹  
同  
兼邦  
慈鎮  
西行  
後光明寺  
六条  
為家

友の日記わらうからに深きやま田の系の枝の下かけ

於麻川ふりき流の恵うれ山田れそりの委比むり雨

過さかてに志りやすらゆる山田の系乃悦月夜を

鈴麻路の園よとまりぬ町をゆの枝よ今宵啼くらむ

村雨乃今山田の波して月よきつるわらきむ

うら風や山田のそらけうめ魂をさせうけてまあるみつ垣

楊さくやまの系の花盛あきならむいほむすむ

万代を山田の系れあや枝ふ風をきまてておうよけふかり

いかりさば橋まのそらむち藤き山田の系いふたれてをゆく

苗代のみをむにまらすれば山田の里え後ま記ふけり

くふハ又神の爲とわ里人の山田れ来よ為葉つむらむ

鶯の初音をきのみさきくれ山田の里の梅乃立枝か  
正治二年百首  
能圓

きみみ代ハ山田の系よまらちのなうもむむ限は  
建武元年度會朝棟亭會  
土御門内大臣

雨ちけきやまのそらに月影の啼く今宵を枝のせせむ  
同  
荒木田尚政

かりはさす山田の系よあらぬのまをよるつ八月やんむ  
天文十一年太神宮千首  
良惠

諸人のつむもあうど皆消えて度き山田の里の為葉ハ  
内大臣

宮川町 中の渡より山田市街よ入る最初の町なり元ハ中河  
原と称し近村の屬地あり一を近年市街よ編入せり

此の地諸國より参詣する人を送り迎ふる所よして車馬織る如  
く往來の貴賤踵を接しその雜沓いふがかりなし。兩側よ茶店  
簷を連ね思ひくある参詣の標旗講社の記号等翻くとして河  
は翻る。

京町 宮川町の中央より南に折きて松の列  
樹ある所たりをいふ中島町よ屬す

是京都より勅使の参向する官道あり一によりて名づけし歟。

中島

中島町

上の渡の街道より、京町よりの國道と合す。片原、小川町、河原町、中野等の本町不属する坊巷あり。

中島合戦

鳥羽の城主九鬼大隅守と、岩手の城主稻葉藏人頭との間、常々不和なり。一たび慶長年中、稻葉藏人九鬼を討つむとて出陣せる途次、其の一族なり。北勝藏辰親と云ふ者と、此所にて戦ひたりとぞ。事、舊記に載せたり。此に、中島兵乱記を抄出して、其の大概をおのほすべし。

中島兵乱記

雨時、稻葉藏人頭ハ、當國岩出村ニ、城ヲ築キテ住居シ、九鬼大隅守ハ、志州鳥羽ニ、城ヲ構フ。然ル所ニ、此ノ兩主、遺恨相殘ル事アリテ、親睦ナラズ。中島ト岩出村トハ、其ノ間近クシテ、音信猶疎シ。藏人ト大隅守ト不和成ルニ依リテ、北ノ一門モ、岩出ヲ避ケテ、專ニ鳥羽ヘ歸服ス。且、勝藏ガ娘ヲ以テ、大隅守ノ子九鬼主殿

ト婚姻ノ約ヲナセリ。大隅守秀隆、石田治部少輔ト、心深く相通ズ。依之、藏人頭前ノ宿意ヲ以チテ、能キ際アラバ、九鬼ヲ討タント相謀ル。此ノ隱謀、早く、中島ニモレ聞エケル故ニ、慶長五歲八月下旬、九鬼主殿、兵卒二百餘人ヲ引具シテ、勝藏ガ宅ニ隱伏ス。同九月朔日、藏人頭、九百餘騎ニテ、旗指シ立テ、岩出城ヨリ打チ出テ、植地村ニ至リ、離宮院ノ前ヲ經テ、小俣村ノ東方ヨリ、宮川ノ渡瀬ヲ打チ越エテ、中河原ニ着陣ス。此所ニテ、人数ヲ揃ヘ、先手ハ、漸ニ見村ニ發向セント欲スル所ニ、其ノ儘、旗頭ヲ引返シ、北ヨリ南ヘ、逆押ニ、中島ニ攻メ入り、一番ニ、勝藏ガ固マル所ノ北口ニ打チ向フ。○中先陣ハ、已ニ挑ミ戰フ。後詰ノ勢、横手ニ、堤ヲ馳セテ、櫛外ヲ廻リテ、多クノ精兵、東口ノ大道筋ニ向フ。勝五郎ノ手勢、門ノ狭間ヨリ、鎧砲ヲ放ツ。堤ヨリ馳セ下ル敵、一騎

モモラス事ナシ。東口ニテ、敵勢都合五十餘人討タレタリ。其ノ  
中ニ、藏人ノ從弟佐藤五左衛門、其ノ外村田又兵衛、野原太郎兵  
衛ナド云フ勢兵十一騎アリ。○中爰ニ、藏人ノ家ノ子金森八左衛  
門ト云フ者、一番乘ラセントテ、高垣ヲ越ユル所ヲ、勝五郎、鎗ヲ  
以チテ、八左衛門ガ左ノ眼ヲ突ク。倒レテ落ツ。八左衛門ガ郎等、  
勝五郎ガ鎗ノ柄ヲ切ル。青貝ノ柄ノ切疵有ル鎗、左大  
夫ガ家ニ残りテ、今ニ在リ。勝五郎ノ  
郎等與左衛門ト云フ者、八左衛門ガ首ヲ取ラントスル所ヲ、八  
左衛門郎等與左衛門ヲ殺ス。敵大勢息ヲモツガズ攻メハレバ、  
勝五郎下知シテ、古井ノ積石ヲコボチテ、兵卒ヲシテ、ツグテニ  
打タシム。其ノ石ニ、甲ノ鉢、鎧ノ袖ヲ破リ裂カル、モノ數ヲ知  
ラズ。藏人頭ハ、堤ノ邊ニ陣取リテ、軍兵ノ指引ヲナス。北口ニハ、  
勝藏、主殿、茂原ノ吉田惡齋、弥四郎ガ類、三百餘人シテ、爰ヲ防グ。

北ノ隅戌亥ノ堤ニ、八幡ノ森アリ。敵八幡ノ道筋ヨリ攻メ入り  
テ、相戦フ。敵ノ手負死人、四十餘人、味方ニモ、東北ニテ、手負死人  
六十餘人有リ。勝五郎家來彦兵衛、與左衛門ハ、東口ニテ打タレ  
ケリ。北方ニテハ、主殿ノ家老主水、伊藤十内ナドモ、打死ナリ。西  
口ニハ、宮川、自要害ノ地、相備ル。依リテ、孫大夫ガ手勢、纒ニ、廿四  
五人シテ、爰ヲ堅ム。人數少クシテ防ギカネ、此ノ所、早ク敗軍ス。  
南口ニハ、外記父子、内藏ナド、主從七十人計ニテ、爰ヲ堅ム。北口  
勝藏ガ手、既ニ敗レテ、敵ノ大勢、櫛内ニ乱レ入り、先、火ヲ懸ケテ、  
近邊ノ家ヲ燒ク。○中九月朔日辰ノ上刻、合戦始リテ、未ノ下刻ニ、  
藏人頭、軍士ヲ引キテ、岩出ノ城ニ歸ル。九鬼大隅守、熊野新宮、堀  
田房州等、中島合戦出來リヌト聞キテ、是ヲ救ハン為、其ノ勢二  
千騎計ニテ、申ノ下刻ニ、中島ニ到着ス。中途ニテ、中島敗軍ヲ聞

キテ、兩主、筋向ニ、威勝寺ニ屯ス。九鬼主殿、北ノ一族馳セ集リテ、合戦ノ様体、具ニ申ス。兩主、大ニ感ジテ、其ノ翌日、兩主共、鳥羽ニ歸リ給フ。

志等美神社

中島町の南、辻久留町ニ坐す。豐受大神宮の攝社あり。

大河内神社

以下三社位階昇進の事ハ、清盛堤の處ニ載せたり。

打懸神社

同社域ニ坐す。豐受大神宮の未社あり。止由氣大神宮儀式帳

荇野井庭神社

大河内神社 社ハ外十三

正殿拾參區

長各五尺、廣各三尺、玉垣拾參重、廻長各六尺、大御

門拾參間

高各八尺、廣各六尺

右十六社、官幣元奉、但十三社者、國充料、令造奉於祝、又春秋並三度、祭者、節別、祓宜、内人等、率祝等供奉、此祝死、關、替、祓宜等、申送、太神官司、即卜食定、其後家、被清預供

同書

奉事

打懸神社

外七社

右八社、未戴官帳、但社无料、祝造奉、但年中三度、祭者、祓宜、内人等、率祝等供奉、此祝同、如上卜食定

志等美社

大河内社 外十四

右諸社、並預祈年神嘗祭

天喜廳宜

志止見社

社記

志等美社

坐沼木、郷、大河内社、坐同

長徳檢録

打懸社

在山幡大

御壺本帳四十七前神社

撫懸社

大河内社 志止見社

各有祝預請物

栗尾岡

山幡淵

共ニ、豐受大神宮の四至有る、西の境ニあり。郷談ニハ、栗尾ハ、今の辻久留町、即ケルヲの下畧

ふろべく、山階湖ハ、其の町の西なる小川町の辺に在りけ  
むと、いへり、志等美神社の社地あたりをいひくあるべし。  
神宮雜例集  
一、外宮付四至内實檢、并人宅壞退事、

神祇官符、伊勢太神宮司、

可定、置豐受太神宮四至事、

近四至、去神宮大垣外、四方各肆拾丈、

遠四至、東限、赤峯並、榎手淵、南限、官山、西  
限、栗尾、岡並、山階湖、北限、官川、

右得、官司去十一月廿七日、解狀、你、彼、宮、神主、解狀、你、謹檢、

按内、太神宮、四至、東南西、深山、無有人宅、北限、宇治河、者、其、

程、去、官、一里餘、此内、不住、人宅、禁制、尤嚴、此則、為、禦、穢、事、也、

此、宮、四至、未、被、定、置、但、去、寬平五年十一月廿七日、司符、你、

官、近、居住、百姓、之、宅、有、火、失、事、殆、及、官、内、自、今、以後、任、格、條、

自、官、四方、各、冊、丈、之、内、居住、人、宅、一、切、禁、斷、若、不、擴、出、科、違、

格、罪、見、任、解、却、曾、不、寬、宥、者、自、尔、以、來、為、近、四、至、也、又、依、古、

老、傳、件、遠、四、至、内、神、宮、神、主、領、來、尚、矣、又、官、闕、地、等、諸、人、構、

公、檢、地、争、作、于、時、以、去、延、喜、十九年九月十三日、言、上、被、判、

你、官、四、至、内、不、可、有、公、檢、地、早、勘、制、者、而、猶、詐、不、止、又、遠、四、

至、内、南、方、限、山、無、有、人、宅、東、西、去、官、三、四、町、程、此、内、居、住、百、

姓、或、時、產、穢、或、時、死、穢、舉、哀、葬、送、此、則、可、禁、制、之、狀、司、符、度、

々、急、々、畢、爰、去、延、喜、十九年、以、往、穢、事、不、糺、之、急、屢、被、勘、當、

官、司、神、主、等、望、請、准、太、神、宮、例、將、被、定、置、遠、近、四、至、但、污、穢、

之、時、郡、司、行、事、出、四、至、外、者、司、加、覆、勘、所、申、有、實、仍、言、上、如、

件、望、請、官、裁、依、件、定、以、嚴、神、事、者、官、依、解、狀、下、符、如、件、官、司、

宜、兼、知、立、彼、四、塚、榜、示、不、可、令、致、污、穢、符、到、奉、行、

伯大中臣朝臣安則 大祐齋部

大副大中臣朝臣與主 少祐大中臣正廉

少副大中臣利世 大史直助鑒

延長四年四月十一日 少史戸

小河橋 土俗、こむごの橋といふ。中島町と、同町字中野との間、架せり。往古ハ、宮川の支流なりき。

辻久留町 中島町に續ける國道なり。

二俣町 辻久留町に續ける國道なり。往古ハ、田村と稱せし由。今、横巷一、田原と云ふあり。其の名稱の遺れるもや。

天神山 田原の南にあり。往昔、麓に菅神の廟ありしを以て名づく。土人、經塚と稱す。此の地より、曼陀羅、梵字、佛經等を彫刺せる古瓦を掘出すこと、毎くあり。中ハ、兼安四年

浦口町 文字現れたる物もあり、模寫して、左に掲ぐ。二俣町に續ける國道あり。中島町より此の町までを、上の郷といふ。堤世古、山名、新屋敷、正法寺裏、大田殿世古等の、本町に屬する坊

筋向橋 常磐町の西端にあり。筋違に架するを以て、名を得たり。宮川中の渡より、宮川町、常磐町、字茶屋町、浦口町、字堤世古を経て往來する間道の、相合ふ所あり。

常磐町 浦口町に續ける國道なり。元、上中之郷町と稱せしを、近年、今の名に改む。橋村世古、八幡世古、鍋島世古、築地、風呂屋世古、西世古、河崎世古、大間廣、茶屋町

城山 常磐町の南にあり。橋村世古、常磐町の南にあり。橋村世古、常磐町の南にあり。橋村世古

文明十八年、村山掃部介武則、陣營を設け、北畠國司の軍勢を拒みし所あり。其の事跡ハ、伊勢軍記、勢陽雜記、久志本年代記、先規錄、官司引付、遷宮次第記、文明一乱記、子良館日記等に掲載したまひども、孰も大同小異なり。此ハ、簡明なる舊記を摘撮して、左に掲ぐ。

永代進置候城山之事  
右山、并におこし茶をむ、少成不殘、我等持分、一圓渡り申候、東常勝寺のおこし田島限り、南ハ、天神ヲ限り、西、心藏寺のおこし道を限り、内、山麓を限る、自然、此上之地内ニ付、自何方申、事候

橋村家所藏古卷

眾生悉是吾子而今此處多諸惡難  
佳我一人能為讚頌難復教詔而不信受  
於諸欲深入與者深說是以方便為說三業  
令諸眾生知三畏苦開示演說出世間道  
是者子等若心決定星定三明及六神通  
有得經見不履如汝舍利弗我為眾生  
如此譬喻詔佛乘汝等若能信受是語

一切皆當得成佛道是業微妙清淨第一  
於諸世間為无上佛所悅可一切眾生  
所應稱讚供養禮拜無量億千諸力解脫  
禪定智慧及佛餘法得如母來令諸子等  
日夜勤修常得遊戲果諸菩薩及聲聞眾  
我此寶乘直至道場以是目緣十方諦求  
更無餘乘除佛方便告舍利弗汝諸人等  
自是吾子我則是父汝等累劫眾苦所燒

その年のりの月のり廿二日のり申のり

宇治と國司と一和みたるは國司  
あしきしをまてゆふは山田とく  
國司のころはせいらうを  
そらのみのはみ國司のころね  
こころと居るあしこころをわき  
ふた十日のころはつらまふた

まゝすゝらは格倉人のね  
はるのちとめは人をねるに  
まらりつゝをよまは治るけや  
甲あらしめして又軍勢と  
のりせんとあせると治るに  
一とみおきりて甲まておら  
やそつと人のねけは掃



ちり者暇はきりしりて  
 やそ敵はあいのけんかみ  
 我城へうり入るべきは  
 我もやそかんまうるれ  
 二月廿二日かるとん  
 見えりし

共何時成共我等罷出相濟可申候就其為所掛代銀子三百文  
 目、慥ニ清取申事實心也於此儀若いのやう此書物出候共わん  
 ぐたろをく候仍為後日澄文如件

文禄五年丙申二月廿二日

村山掃部  
 武勝花押  
 使二候  
 源右衛門

橋村主膳殿

観音山蓮華院梅香寺

西世古より南十丁餘、高倉山の西  
 風音山の半腹にあり。浄土宗あり。

開基蓮隨意上人ハ、智恩寺智譽幡随上人の徒弟ありて、元和元年十  
 月七日、此の寺を創立せり。大檀那ハ、於梅の方なり。於梅の方ハ、  
 青木紀伊守の息女よりて、徳川家康に奉仕し、後、本田上野介に  
 嫁せり。故有りて、洛東法林寺住職袋中上人の門に入りて落飾

寛永四年、ついでに本堂の北、坐禪石の東、草庵を結び住居  
せし事廿一年、正保四年九月十一日、寂せり。辨して、蓮華院殿  
窓譽梅香大禪尼といふ。又、寶永年間、碩徳を以て、祐天と名を等  
しくせし寅載上人も、此に任職せり。境内、幽邃閑寂として、東南ハ、  
嵯峨たる高倉、鼓岳の翠屏を負ひ、西北ハ、市街村落の碁布せら  
を俯瞰し、尾参の遠山ハ、遙に、黛色を、雲浪渺茫の間、呈し。風景  
實、壯絶なり。

奉行屋鋪

野の世古あり。今の早修小學校の敷地あり。慶長  
九年、山田奉行日向半兵衛、公廨を置き、所なり。

草奈伎神社

常磐町の北、當きる大間廣、坐す。豐受大神宮の攝社なり。

垂仁天皇の沖代、越の國に、凶賊起り、度會氏の祖神大若子  
命、詔して、征伐せしめ給ひき。其の時下し給ひ、標の劍を鎮  
め祠をる社ありと、延喜本系帳、及祢宜補任記に見ゆ。草奈伎の

辨ハ、日本武尊の寶劍、比へて、後人の祢せしなるべし。

大間國生神社

同域内、坐す。大若子命、乙若子命  
を祀る。豐受大神宮の攝社あり。

草奈伎神社

正殿壹區、長六尺、廣四尺、高三尺、玉垣壹重、長七丈、高八尺、御門壹間、廣六尺、高八尺

大間國生神社

正殿貳區、長各六尺、廣各四尺、高各三尺、玉垣壹重、長八丈、高八尺、御門壹間、高六尺、廣六尺

右三所神社、造宮使造、奉此、祝死關、替申送、太神宮司、  
即卜食定、其後家被清預、供奉事、ハ、この兩社、月讀神  
社を合せた  
る數あり。

延喜式度會宮所撰十六座  
草名伎社

大間國生社

右諸社並預祈年神嘗祭

社記  
草名伎社 坐沼木、郷山田、杖、傍註、標、劔、仗

大間國生社 坐同村、傍註、大若子、乙若子、命、東大間、西國生、同玉垣、内座

草名伎社 大間國生社

大若子命、越國荒振、凶賊阿彦在天、不從皇化、取平仁罷止

詔天、標、劔ヲ賜比遣支、即幡上罷リ行キ、取平天返事白時

天皇歡給天、大幡主乃名乎加迎給支

清野井庭神社 坐草奈伎神社の東、田圃の中、止由氣太神宮儀式帳

清野井庭社 延喜式度會宮所撰十六坐

清野井庭社 社記

清野井庭社 坐同郷山田村、傍註、大間社、東野、草野姫命

清野井庭社 御竈本帳四十七前神社

天喜應宣 清野社

下中之郷町 常磐町ニ續ける國道なり。南ニ、不動世古、新屋敷、北ニ、浦之橋、長之世古、上之町、上之久保等の本町ニ屬する坊巷あり。

今社 上之久保の北端ニ坐す。山田産土神八社の一あり。或

八日市場町 下中之郷町ニ續ける國道あり。南ニ、市場、為田、横橋、新屋敷、坂之世古、片町等の本町ニ屬する坊巷あり。

此の地、中世、毎月八日、郷人、市麩を開き、諸物品を交易せし所なれ

む、大の稱あり。

上座蛭子祠 同町ニ坐す。市場の祭神あり。

此の祠、元、市場たりし折の面影を遺存せるふや。毎月八日、忌竹を立て、神燈を懸けて、祭事試行ふ。士女絡繹せり。

因といふ。山田の市街、所々、市場ありき。五日ハ下馬所、六日ハ、國奉、三日ハ、岩淵等、舊記ニ詳あり。今猶、三箇所とも、蛭子の祠を存せり。是市場ニ祭神なきハあるべし。

坂社 坂之世古に在り。山田産土神

靈縁山等觀寺 坂社の西に在り。禪宗曹洞派なり。

一 禰宜從三位度會神主常昌靈社 坂之世古の南、田圃の中、土俗飛社、又冠塚と云ふ。石疊のこゝにて、社殿ハなし。

常昌神主ハ文保元徳年間の一祢宜なり。神道の學ヲ精シカド  
シ、こと々、舊事紀玄義の序を見て知るべし。其の他、著書多シ。就  
中、禁忌服假の條例を撰定シ、文保記と名づけたりものあり。又、度  
會姓族類の系譜を調査シ、其の筋ヲ注進シたるを以テ、世に  
之を、元徳奏覽系圖といふ。是等ハ、其の、最後世代益シたる著作ナ  
リ。曆應二年に薨去せられたり。或ハ云ふ。宮域内下部坂より昇天  
志たりと、是、高貴の人レ死スル、誠、天ノ歸ると以テ、古傳ありしよ  
り、其の人を、神聖ニせむとて、取り添へたる、穢ト云ふべし。され

ど、其の徳望ありしを思ひやるふら、是りぬべし。

曾祢町 八日市場町の北に在り。高柳、今世古

奉行屋敷 高柳の南役所

慶長年間に、山田奉行長野内蔵允、元和年間ハ、同奉行山岡  
圖書頭、公廨を置きし所あり。

新町 高柳の北にあり。宮川より、直ニ、河

元文年間、旅人小憇の為に、茶店を設けたるが、其の濫觴より、  
今ハ、章臺楊柳、白馬を繋ぎ、演劇歌舞絶ゆる間あり。殊ハ、夏月  
の納涼も、烟々此妙技を盡シ、涼棚樓閣の紅燈、晝を詔くばり  
可なり。

一 志久保町 八日市場町ニ續ける國道あり。南ニ、七ッ町、館町、八幡世古、風

並木 本町の南

宮市場文書 御震濯川歌合背面

久志本常幸所藏  
彌宜度會神主庭行の書あり。嘉元年中現任を去り、  
其の頃の物なるべし。

宮市庭 南 事 就中河原古市

庭中事状不相尋為人 に 市

沙中 に 准 に 了 御使未 了 同

音 に 飛及准 に 以 に 仁先停例尤

御字使丹訪同食 に 取 に 可 に 可

者 に 成 に 取 に 取 に 取 に 取

五月十二日 樂部

自 に 空 に 取 に 取

往古、豊受大神宮の四至近境人家ありし時、此所より下馬所  
まで、列木、鬱葱たりきといふ。故に、この称あり。文保記にも、不浄ノ  
輩ハ、並木ヨリ内へ入レズと見えたり。

内宮年中行事山宮祭木日神事條

於外宮並木有下馬

同書瀧原神態條

外宮北御門前於並木有下馬

若宮八幡社

此の社、蓋、津島某と稱せし宮司の鎮守社あらむ。往古ハ、此の辺を、津島崎といひき。

藤社

八幡社の東に坐す。山田産土神八社の一あり。石畳のみよて社殿

大世古町

一志久保町の北にあり。尼ヶ辻、新道、靈岩寺町等の

新道

本町北端を、東に折きて、一之木町、走下に至るまでをいふ。

文政年間、田沼を填めて、其の築地は、兩三軒の茶店を設け、  
次第に繁華に趣きたりとぞ。今ハ、兩側、繞ひて、大厦層閣を構へ、  
唱歌、絃聲かまびま。亦、一の銷金窩なり。

一之木

大世古町の東にあり。元、標と書す。往古、此の地は、標の大樹ありきとぞ。走下北町、會所世古等の、本町は、屬する坊巷あり。

須原大社

走下小座す。山田産土神八社の一あり。或ハ云ふ。高河原神社の舊趾ありと。

走下青物市

須原大社の北にあり。往古、地形卑かりければ、走り下りせしを以て、字としたりとぞ。

此の所は、數軒此青物問屋ありて、毎日午前六時頃より正午ま  
で、市場を開く。菜蔬、果實、乾物、諸漬物等、近郷山野ハ云ふも更あり。  
尾、參駁、速、其の他近國の産物まで、或ハ荷ひ、或ハ車馬まで運搬  
し、街頭に、山をなせり。其の往来乃填盈、人聲の喧騰、ききこく、殆  
名状をべうらば。

三方會合所舊址

會所の世古に在り。須原方、坂方、岩洲方の三方年寄集會して、市政を執りし所ありし、或維新の際に廢せられ

福島掃部頭源正頼墓

走下の北、越坂へ行く道路の東にあり。碑面に、福昌院殿前洒掃鉄叟道牛大居士と刻せり。

藩翰譜、武徳編年集成、兵家茶話等を按むるに、掃部頭正頼ハ、福島  
左衛門尉正則の弟にて、始、豊臣氏に仕へ、伊勢長島の城を領せり。石

慶長五年の秋、元正則と共に徳川氏に属し、小勢にて、自城を立て籠る。原隠岐守胤房、此の城を攻む。戦半より、関原の合戦、上方勢敗軍の報あり。胤房、自圍を解きて落ち失せたり。此の年十一月、正頼功によりて、大和宇多城を給より、之に移る。石三万。元和元年六月、己が家臣の事より、罪を得て、所領を没収せらる。夫より、伊勢山田に落ち來り、西河原町藪世古高河原邊に居をとし、寛永十年九月二十五日、同所ふ於て卒たり。其の子孫もや。寛文三年の頃、福島助六と稱せし者ありき。大官司精長朝臣の山田奉行八木但馬守宗直に差し出されし、管社勘文も、高河原社の舊址に、福島助六殿乃屋敷云々と見えたり。

宮後町

一志久保町の東に續ける國道あり。豊受大神宮の本殿、南面より此の町、其の後、當れるを以て名づけけり。東、西を、東宮後といひ、北は折きて、月讀の宮に至る也。たりを、横宮後といふ。南に、館町北は、西河原、藤之木、四ッ谷、辻、後野、鍛冶屋垣外等の坊巷あり。外宮の域内より、神社港に至るは、此の道を取るを便とす。

通神路

横宮後をいふ。古くより、口碑も傳ふる歌あり。

宮柱立てそのより月夜見の神の仍きり中けをみ

月よみの宮つりて風よなき通ふ神海を清めざらぬ

月夜見宮

横宮後の北端に鎮り座に。豊受大神宮の別宮あり。

當宮に、儀式帳、延喜式等、記せらるが如く、元月夜見社といひしを、土御門天皇の承元四年五月廿二日、宮號宣下ありて、別宮と列し、神殿を増作せられたり。又、頭工日記、應永廿六年正月四日の條、月夜見宮、同小殿云々と載せたるに、其の頃まで、八神殿二字ありたり。宮域の四至封疆、沼渚を繞らし、その内は、老樹翁鬱として、實も千古の風致を存せり。

月讀神社

止由氣大神宮儀式帳

正殿貳區、長各六尺、廣各四尺、高各三尺、玉垣壹重、長八丈、高八尺、御門壹間、高八尺、廣六尺、

延喜式度會宮所攝十六座

月夜見社

社記

月夜見社、坐沼木、鄉

類聚神祇本源

山田村

月讀宮、在神宮北、四面、堀百二十二丈、四

至、去、瑞垣、東西南北二十二丈、

准土宮、嘉例、依申子細、兼元四年五月廿二日、被下依請、宣

旨、被授宮號了、建曆元年、辛未、造宮使增造、神殿、准內宮、加作

小殿以下、同十二月十八日、奉成、遷宮、畢、

類聚大補任

建曆元年、豐受太神宮遷宮造宮使從五位下行神祇權少

祐親繼、今度造加、別宮月讀宮一院、右、神者准土宮之嘉例、

依神事之增加、定別宮、可被增作、寶殿、寸法、之由、兼元四年

三月廿五日、次第上奏之處、同年五月廿二日、依請、被下、宣

旨也、增寶殿、寸法、諸事任、土宮之例、致沙汰、募別功、以私物

所造進也、

康永參詣記

月讀宮より系りて拜すれば、森の朽葉、跡をかくして、庭の

冬草、塵をなせり。月讀の神名を思へむ、神代の事もき

なれたる心よて、いくとせう、あけ玉垣ありぬらむ神

代の杉乃月讀の宮

高河原神社

月夜見宮の域内、坐す。豐受大神宮の攝社なり。

當社ハ、神名秘書の注、一名川原坐國生神とあるを見れば、

神名帳、川原坐國生神社と記し、齋宮式、川原國生社と載せ

たるも、即此の社あり。相傳ふ。舊社域ハ、此の所より、一丁許東、西河

原藪世古ありきと云ふ。又、須原大社ならむといふ説もあれども、記

とあるものなし。應永年中、頭工日記の文、依色ハ、其の頃、已ハ



今の地よ坐る趣なり。

止由氣大神宮儀式帳

高河原社

延喜式度會宮所攝十六社

高河原社

神名秘書

高河原社

一名川原坐國生  
神月夜見神御玉

在沼木郷山田村月讀宮東

社記

高河原社

坐同郷  
山田村

頭工日記

應永廿六年炎上月讀宮内小殿河原社忌火屋殿焼

沼木平尾行宮舊趾

月夜見の宮の東高河原の邊なりといふ。

雄略天皇の二十三年豊受大神宮丹波國與佐の宮より御遷幸の節所これ行宮を經させられ當國一志郡山邊の行宮より先

此の所小移り給ひ三箇月の間坐りまゝ靈蹟なり。荒木田盛

神道庭訓云ふ西河原敷世古と云ふ所の奥と藪あり。其の中此高こは在る小祠是ぞ高河原ふると古来云ひ傳へたる由貞副長官の説なり。また中啓間合草云ふ元祿四年辛未八月荒木田盛尹神主改高河原社舊趾西河原町敷世古此地當月讀宮東依往古

傳加之寛永年中ト去年四月ト於此地古代ノ土器數多堀出之沼

木平尾高河原無紛旧地惜哉此地依民家住處成上古社迹不分明

雖然爰近年号天津神有小社因茲其社迹三間四面築石垣為高河

原社敷地故平尾之旧地此処ニ必セリと載せたり。明治初年の頃

までハ石疊の上ニ古樹兩三本残り一りど今ハ

田圃とありて盛尹神主の厚意も空しくかりぬ。

伊勢國鈴鹿神戶御一宿次山邊行宮御一宿次遷幸度相沼

木平尾興行宮天三箇月坐焉號今爾處天名離宮也夜々天

人降臨而供神樂今世號豐明其縁也來目命裔屯倉乙女小

男童神宴焉戊午秋九月望從離宮遷幸山田原之新宮

離宮院神侍舊趾同所あり

神侍ハかむたちと積む神三郡の租税を徴し貢物を収むる政

所なりき。垂仁天皇の御代皇大神宮御鎮坐の當初ハ有尔郷島

墓村に設けらるるを孝徳天皇の御代より十郷を多氣郡と

し十郷を度會郡と定めて神侍を少尉と改め名屯倉を立て督

領をして所轄せしむらさき。然れども、幾どくもなく、まゝ、督領の職を廢せられ、同御代、太神宮司の職を置り、中臣香積連須氣を以ちて、之に任ぜられり。是、太神宮司の權輿なり。此の太神宮司の職務を執る所、即、神序にて、香積連須氣就任以來、九一百五十年、神郡の諸政を執行せし舊趾あり。まゝ、此の所、齋内親王の別館、諸司宿舎あり、數棟ありて、その一郭内を總べて、離宮院とも稱したりとぞ。然るに、延暦十六年の水難より、湯田郷宇羽西村に移轉せらるる由、舊記に見えり。此の近傍の地名を察するに、大河原、河原村、高河原、吹上等の名ありて、中古まで、宮川の分流、月夜見の宮に北裏俗よきととわかれむ、其の水害に罹りて、或は北裏らといふを通りて、因よ云ふ。豐受大神宮の四至、北限宮川とあり。古くは、宮川の

皇大神宮儀式帳

下流、綿谷殿と云ふ所より、高向郷を貫き、法藏主川を経て、檜尻川に落ちりあり。同郷に、今猶、北宮川の古名を存せり。  
右從、經向珠城朝廷以來、至難波長柄豐崎宮御宇、天萬豐日天皇御世、有爾鳥墓村造神序、為雜々神政、行仕奉支、而難波朝廷、天下立評給時、爾、以十郷分氏、度會乃山田原立屯倉、天新家連阿久多督領、磯連牟良助督仕奉支、以十郷分竹村立屯倉、麻績連廣背督領、磯部真夜手助督仕奉支、同朝廷御時、爾、初太神宮司所稱神序司、中臣香積連須氣仕奉支、是人時、爾、度會山田原造御厨、天、改神序、登云名、天、號御厨、即號太神宮司支。  
神宮雜例集  
離宮院、延暦十六年丁丑八月三日、官符、從度會郡沼木郷高川原、移造、同郡湯田郷宇羽西村、畢、依、洪水難也。

園大曆

離宮院、在度會郡湯田郷宇羽西村。

件院元在高河原而依延曆十六年八月三日宜宜

被移立宇羽西村造宮使大中臣豐庭以大同三年任大官司也

館町

豐受大神宮北御門前の大道をいふ。一志久保町宮後町、田中々世古町の三町に屬す。土俗或ハ廣小路と稱す。

此の地中古まで、祢宜以下諸神官の齋館ありしを以て、かく名づけしなり。今ハ、西側とも、旅館軒を連ね、競ひて、二層三層の巨樓を構へ、旅客を送迎す。街頭車馬常々輻湊せり。

北御門口

豐受大神宮の裏參道あり。本道ふあらざれども、旅客參宮ハ便利あるを以て、多くハ是より參入す。

此の所、橋あり。豐川不架す。橋の西ふる石積ハ、慶長四年、豐臣氏大坂在營の時、朝日の局に寄進し係る。局ハ、木下七郎兵衛家利乃女にして、杉原伯耆守の妻なり。又この内ハ、兜石と名づく奇石ありよし、舊記に見えたるども、今ハ、知る人なし。

裏見張所

北御門口の右側にあり。神宮衛士、一時間毎に交替し、晝夜を戒む。

北御門歌合

久志本常幸藏

元亨元年の冬、祢宜度會常良、同朝棟、同家行、同貞蔭、同有香、權祢宜度會延明等十八人、北御門邊の齋館に會し、歌合して、批評を小倉中納言入道に請ひし事あり。世に是を、北御門歌合といふ。此の卷、當時延明の筆跡なり。

一番

落葉

左

祢宜度會權常良

モロクキルコノハ、カリヤ、アキノ尾、  
スクリシクシノツトノクスラム

右

祢宜度會權朝棟

白キクモノハシテモナリワシクシケル  
コノハツサワフニ子ノアキシニ

左右身心頭是月可為持子

鮎迎あひむら 毎年五月三日、宮川饗の河原よて漁りたる、兩宮御料の鮎を、  
祢宜ねい以下、北御門ふて奉迎する行事ありき。故よ、この名あり。

祢宜ねい一人、是、謂、魚、迎、自、四、祢、宜、至、十、祢、宜、分、番、勤、之、出于上館迎、其來拜、鮎、揖、物、忌

等而先行、時、祢宜對座、政所、列立、于北御門橋之西頗、東面北

上、荷用、小内人等當過、其前、揖禮、入于宮中、祢宜各蹲踞拜、鮎

豐川とよがわ 豐受大神宮々域を匝れる川あり。水源ハ、第二の御池より流れ出

て、御井社の北よて、一條の河と合し、北御門と一の鳥居と兩所の

橋を経て、神苑を貫き、勢田川よ入る。

往古ハ、宮川の支流、此の川よ注ぎ一ふや。長曆四年七月の洪水よ、

官司兼任の船、小社村より乗り出、北御門社の許み着き、由

雜事記み見えたり。

長曆四年七月廿六日夜子時、中洪水洗山、西風拂地、天、敢

人馬往反不通、然而祭主永輔波、自野依村乘海船、字山田川

原着、官司兼任自小社乘、少船、山田乃古川、与利差、入、神宮北

門乃社許着

田中々世古町たなかぐさこ 宮後町よ續ける國道なり。館町、中世

豐川町とよがわ 田中々世古町字館町よ續ける國道

元、下馬所前野町といひき。一の鳥居の前よ當れば、通行の諸人下

馬せを以て、かく名づけけり。此の町に、高等小學校あり。

江家次第公卿御使條

次、歸離宮過、豐受宮前之間、可下馬、

伊勢勅使部類記

於、外宮鳥居前、下馬相過、

神宮雜例集

兼徳二年十一月十八日、并十二月十七日宣旨、同廿六日辰

時到來、你應早令造、改豐受太神宮、政印、納銅筭壹口事、中

官使等寄宿、下馬所、北邊元時宅内、廿八日、奉鑄筭了、

御塩橋みしほ 北御門と一の鳥居口

二見郷御塩殿よて、燒き奉る、朝夕の御饌、御料の御塩を調進

とる道なるを以て、かく名づけたり。

一鳥居橋 豊川に架す。豊受大神宮表の参道なり。行幸啓并に勅使参向等、ハ橋を渡りて、此より参入し給ふ。傍に下馬札、及禁令の判牌を立つ。千餘年の星霜を経たる老樹あり。

清盛楠 橋を渡りて、右側あり。抱、數十圍。

往吉平朝臣清盛、勅使として参向せし時、其の枝冠に降るを以て伐らしめしより、かく名づけたりとぞ。

應保元年四月十二日甲子

別當参議左衛門督平清盛

宣命 天變地妖、少内記能資。

長寛元年六月八日丁卯

權中納言平清盛

神寶 被副奉、獅子形事。

宣命 御慎、本宮、神事、依穢、延引事、文章博士長光朝臣草之。

宸筆 範兼朝臣

上卿左大臣

宸筆 範兼朝臣

同年十一月十日

權中納言平清盛

宣命 明年三命事、今年御慎、天變、當宮并諸社、恠異。

表見張所 一鳥居の左側あり。神宮衛士、一時間毎に交替し、晝夜を戒む。

一鳥居 参道の正面あり。

豊受大神宮第一の鳥居あり。維新の際まで、こゝより内へ兵仗

及佛具等を携へて参入する事を禁せられたる所なり。

延喜式 凡二所太神宮内、不得帶兵仗参入。

行在所 一鳥居の内、参道の右あり。

荒垣を繞らし、御門、冲車寄を設く。行幸啓の前所宿泊或ハ所休憩

所は當つる所なり。

宸筆 範兼朝臣

大内記信重



豊受宮第一鳥居口清盛楠之圖

參集所 行在所の北に在り。

祭典の時、神宮の齋宿も亦所あり。往昔ハ酒殿、忌火屋殿の近傍にあり。由儀式帳に見えたり。其の後、外所廐邊より館町並木町等に散在せしを、寛文年中一括して、此の所に移したりとぞ。

止由氣太神宮儀式帳  
祢宜齋殿壹間

オホウチビト  
大内人三人、宿館屋參間

モイ  
物忌五人、宿館屋伍間

モイ  
物忌父小内人等、宿館屋伍間

大麻所 同構内あり。修葺并ニ饗膳等を行ひし所あり。総丸柱よて、その柱あげ葺壁板など、皆鎗鈍の目ありて、古色を帯ぶ。さらさら、黒漆を塗れるが如し。六

廻神 七百年以前の建物あるべし。路傍の東にある置石を云ふ。十二所の一あり。

従前、十二月晦日、并ニ兩初午祭に、八頭幣鉾、枇杷の葉、柳の葉等を

供せし所あり。

止由氣太神宮儀式帳御巫内人條  
宮廻神、總二百餘前、祭仕奉 年中三度

被所 廻神の傍にあり。二鳥居の被行事に奉仕する神宮の被を修むる所あり。

二鳥居 一鳥居の次、参道に建たり。

此の所よて、官幣並に勅使以下の一行を淨むる大麻御塩の行事あり。又、皇族の下馬下乗も、此の所なり。

大保記  
弓箭兵仗太刀男女、念珠本尊持經、不持入、二鳥居之内、但僧尼念

珠威儀之上、不入第三、鳥居中之間、悲制限矣。

御神樂殿 参道の右側あり。衆庶の志願小よりて、御神樂を奉奏し、御饗を供進する所あり。

五丈殿 御神樂殿の西あり。

兩儀の祭典よて、二鳥居の行事、忌火屋殿前の行事等、皆此の殿にて行く。勅使以下、直會も預る時、此れ殿を用うる例なり。

江家次第公御物使條

著直會殿入自北戸著兼居使以下酒肴結黒木為机以檢木葉付机

等脚編作小筥盛菓子肴物東腋設王以下座更南折設官司

座西面南砌下設祢宜座西上北面經頼記

新任辨官抄

殿一字五箇間四度幣并公御勅使中臣以上居之有酒肴

九丈殿五丈殿の異あり。

四至神并攝末社等御饌を供むる所なり。往古ハ神部以下此著坐す所なりき。

新任辨官抄

九丈殿神部以下著也

主神司殿五丈殿より對して南の方よりありき今ハ廢れてふし

以上三殿の區を往古も直會殿院といひきとぞ。

新任辨官抄

神祇官殿忌部ト

直會所壹院止由氣太神宮儀式帳

五丈殿貳間一長四丈廣一丈六尺高一丈一

九丈殿壹間廣二丈高一丈

直會御門長一丈二尺廣一丈高一丈

齋内親王御輿宿九丈殿の西直會院の外よりあり由なり齋宮中絶の後廢れたり

玉串行事所五丈殿の前より廣き石原をいふ俗よ大庭と稱す諸書より御輿宿前と見えり

往古奉幣の時官幣を點檢し勅使并祭主官司祢宜木綿髪を掛け玉串を執り所なり近年正遷宮の時ハ舊の如く行ひたり。

祢宜等五人東帶列立於御輿宿前北上東面

兼保元年七月三日公御勅使參宮至御輿宿前神主五人神件

主著木綿髪祀列立北上東面

勅使至御輿宿西砌列立北上西面予至北先是祢宜等列同

舍西庭舊記北上也如何南上東又當玉串所疊石其四角立

面第一彦章與予相對也

愚昧記



立、白木、高机、三脚、東西、其中央、机、上置幣物、

別宮遙拜所

参道の左側あり。豊受大神宮の別宮。高、官、土、宮、月夜見、宮、風、宮の遙拜所あり。

祢宜權官者、到別宮遙拜所列踞、南面西上、先向高宮八度拜、

端拜、次拜、土宮、次旋北面、拜、月讀宮、又旋南面、拜、風宮、

被所

遥拜所と御池との間あり。石三箇を並べて、鼎足をあす故。俗に、みつ石といふ。正遷宮の時、河原祓を修する所なり。

御池

参道の南あり。中世までの御手洗あり。下流ハ、神苑の池に注ぐ。池の傍、庶人の盥漱、供する水盤あり。下部坂の溪より、速く下樋を以て、水を導けり。

新任辨官抄

内院、南面有池、號御池、

大宮院東御敷地

参道の右あり。周圍、九百廿五丈。許の石原あり。俗に、古殿地といふ。

御敷地ハ、東西にあり。二十年毎、替々、大宮院を造營せらる

る制あり。今鎮り座ハ、西の御敷地あり。此の地ハ、中央に設け、

遠く心の御柱に覆屋なり。

五百枝杉

板垣御門の南、水流を隔て、向の岸に在り。由言ひ傳ふれ共、其の跡詳ならず。従前、僧尼の拜所のあり。迎まりといへり。

康永元年参詣記

出家の輩ハ、五百枝杉と申す靈木のもとまでまうで、宮中へハ参らざ。神祇百首

蕃屏

板垣御門の前、道を隔て、建てたり。内院の露見透かざる様。止由敷大神宮儀式帳

蕃垣、参重、長各二丈、高一丈、

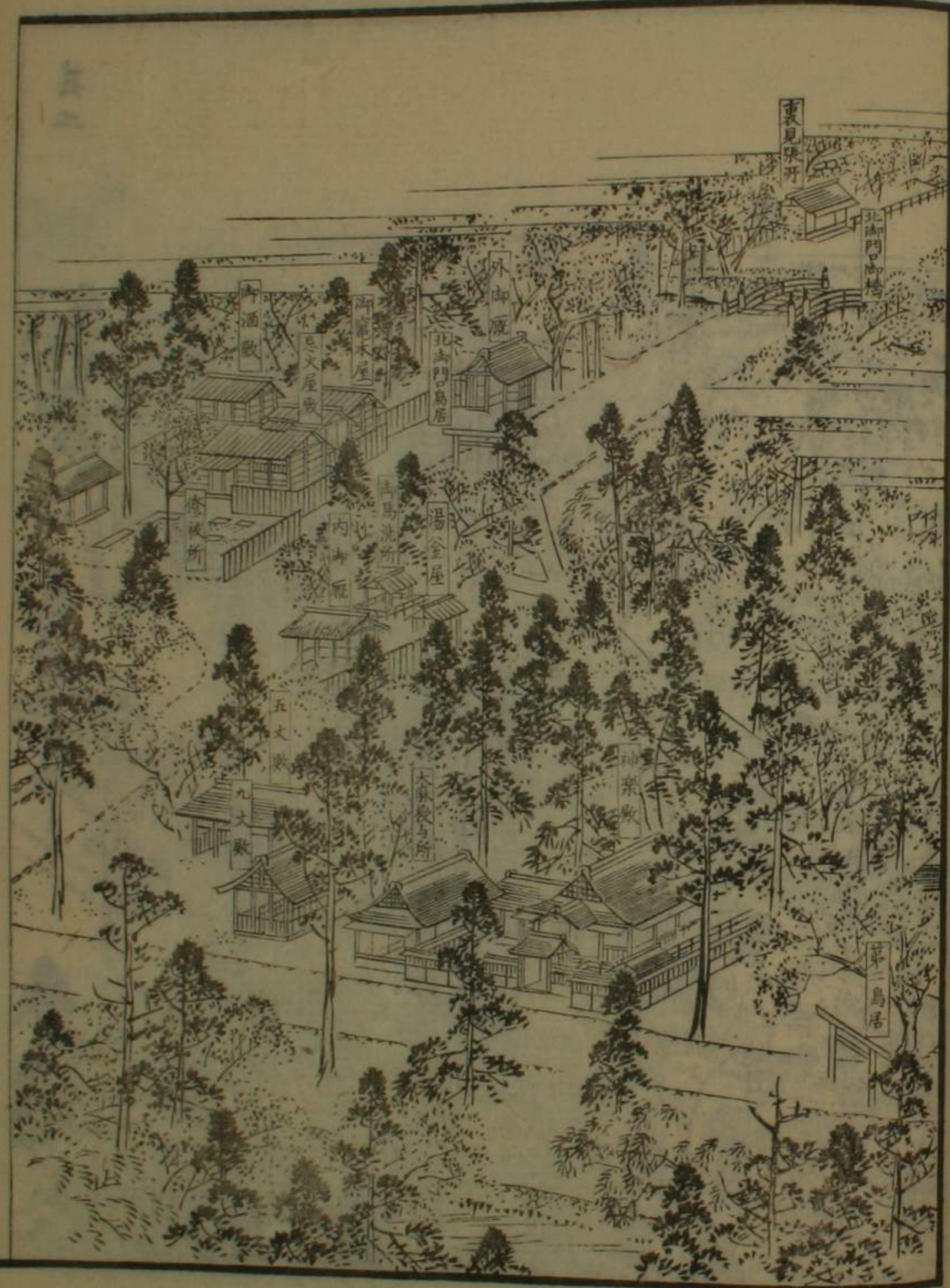
板垣鳥居

内より四重目の御垣。よ付きたる鳥居あり。

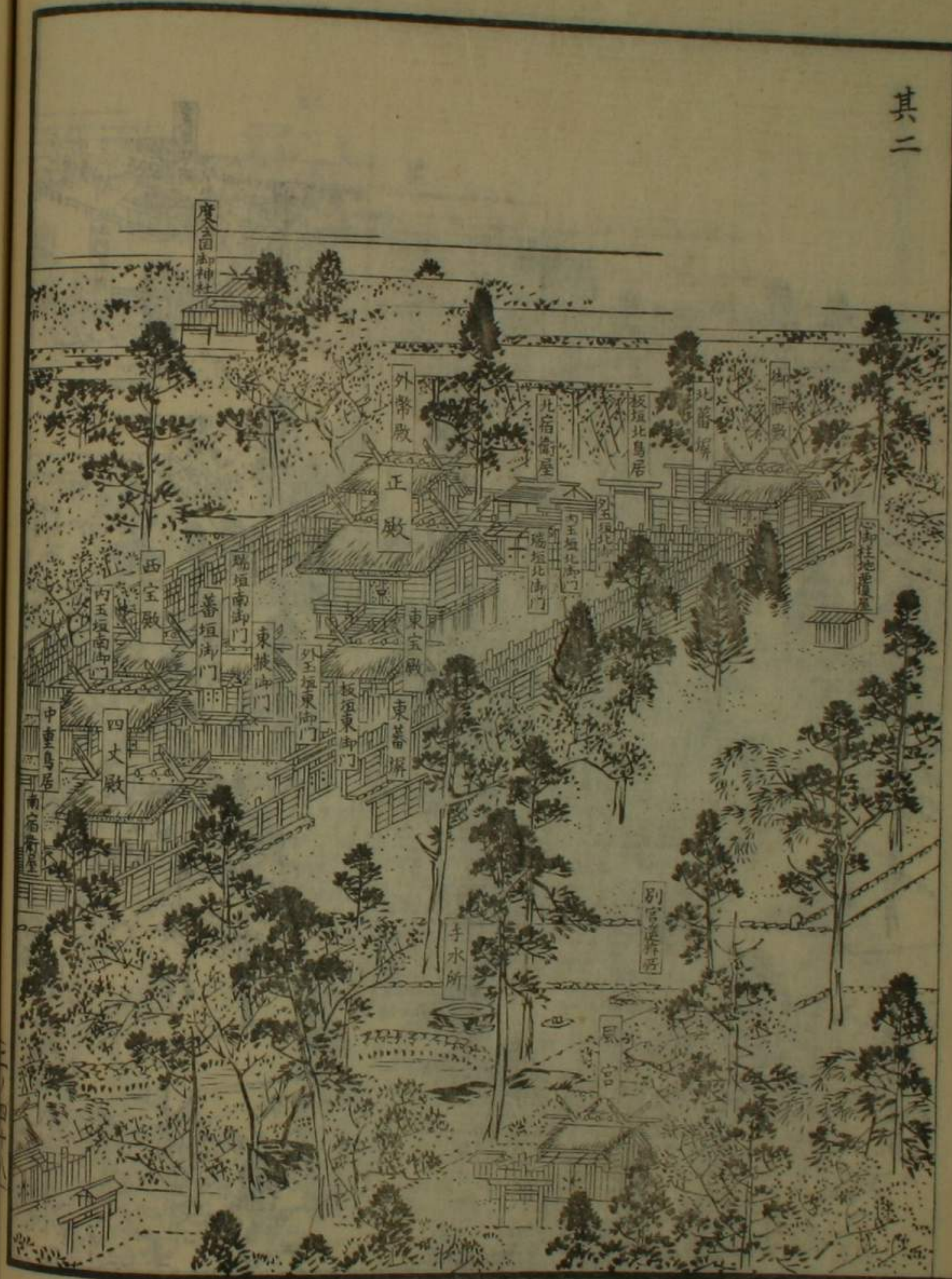
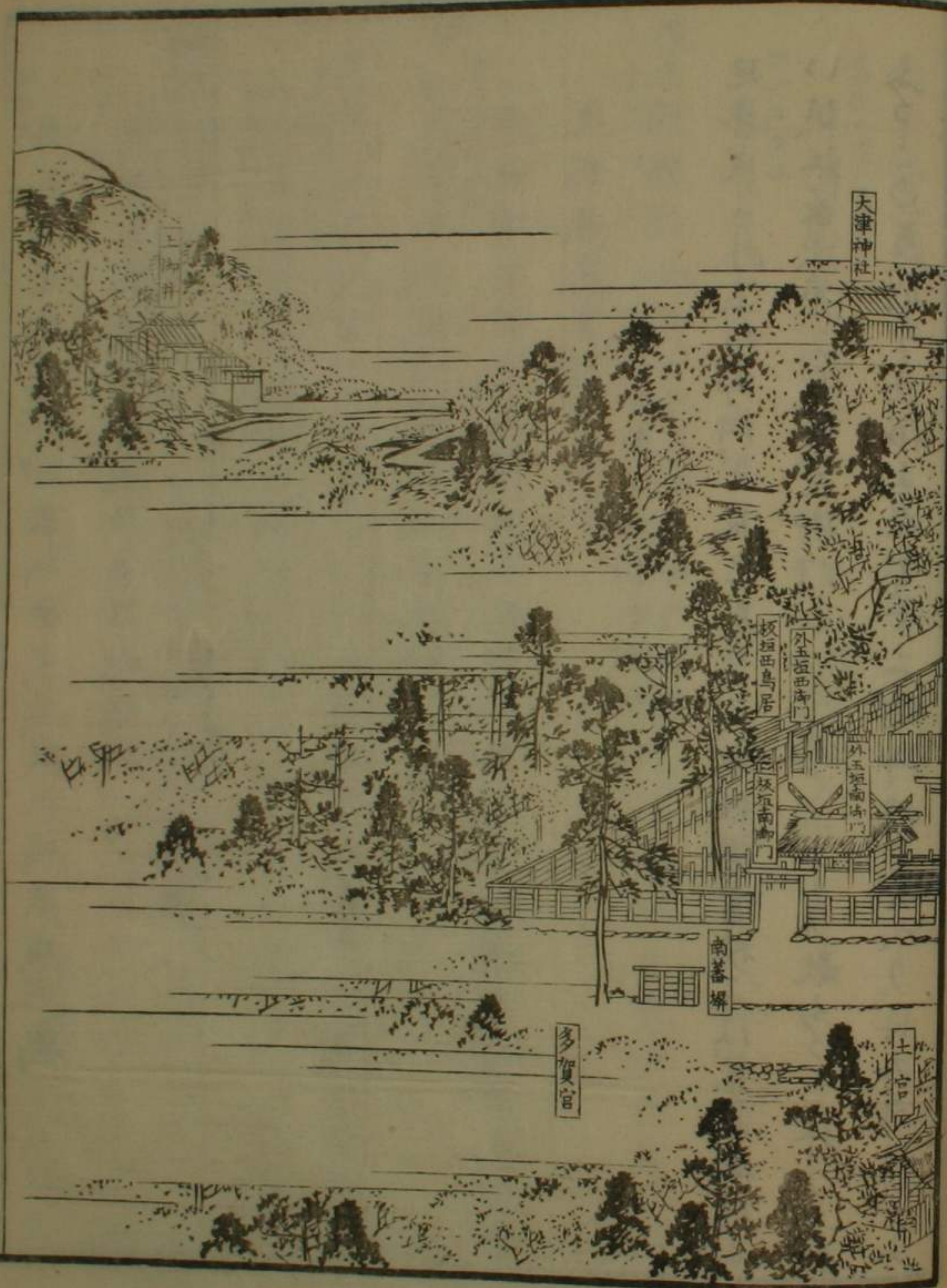
周圍に、板垣を繞らし、東西南北とも、鳥居を建てたり。但、南の鳥居より、笠木に、左右の板あり。故に、永享頭工日記に、冠木鳥居と云へり。江家次第、及承保記にも、第三鳥居と見え、神宮雜例集、保安四年八月廿二日洪水の條、并に應安遷宮記には、荒垣と見えたり。是より内を、大宮院、或ハ内院といふ。

止由敷大神宮儀式帳

板垣壹重、長百十六丈、高壹丈、



豊受大神宮中之圖



延喜式 齋王參度會宮○中 參入神宮至板垣門東頭下輿

江家次第 入第三鳥居立幣案於第二御門外

南宿衛屋 板垣御門の内、東側あり。神宮晝夜宿直する所あり。儀式帳より、宿直屋とあり。

宿直屋參間 長各一丈四尺、廣各八尺、高各八尺。

今度造加宿直舎一字 四間、萱葺、嘉應始造立、建久不造之、今度可

造之由、依被仰慕別功造進之

荒垣本自傾倚破損之上、依大風洪水、弥以損失也、番直宿衛

之間、非無憂恐

外玉垣御門 内より三重目、母木子木の御垣に付きたる御門あり。

延喜式より外玉垣御門と見えたり。又新任辨官抄よりは、第四御門といひ、江家次第より、第三御門といふ。是を、内より数ふると、外より数ふるとの差別なり。俗に之を十二所御門と云へり。此の御門より

内玉垣御門までを、中重と稱す。

玉垣貳重 一重、廻長六十二丈、一重、廻長九十六丈、高各一丈。

先前列宜立、次太神宮司、次幣帛捧持、大内人、御馬飼、内人率

御馬、次驛使、次諸内人等、如此立列、參入、到中重、太神宮司、祢

宜、正道並雙分頭、跪侍。

江家次第 祢宜等候、第三御門、内西腋、庭中、石壺座 東上北面

中重鳥居 外玉垣御門と、内玉垣御門との間あり。俗に、第四の鳥居といふ。

石壺 中重鳥居の左右あり。 石壺とも稱す。儀式帳、延喜式より、版位と見えたり。東なるハ、勅使掌

典補等の座ありて、西なるハ、祭主、官司、心権、祢宜の座あり。

先、祢宜、次太神宮司、次忌部、捧幣帛立、次御馬、次使、中臣、次使

王、次大内人等、次齋宮、諸司等、如是立列、參入、然到中重、就正

道、石疊並、雙分頭、跪侍○中爾時、使中臣發上版位、幣帛告刀

延喜式

稱、宜、大内人各著明衣、分頭、左右、官司立、中次、使忌部捧幣、次

馬次、使中臣、次、使王入、就内院版位、使中臣申祝詞、

中重鳥居の東あり。奉幣の前、官幣を照檢する所あり。又、雨儀より、石壺の座位、并に祭文讀進あども、こゝにて行むる。

四丈殿よぢやうてん此の殿舎ハ、も、齋内親王候殿と稱よき。三節の祭ハ、齋王入御

ありて、御鬘木綿を著け給ひ、所なり、中右記、公卿勅使部類も、

御子宿屋とも云へり。  
止由氣太神宮儀式帳六月々次祭條

次、齋内親王参入○中到、中重殿、就御座、即太神官司、御鬘木

綿、并太玉串乎捧持、氏、第三御門内、尔候、即命婦罷出、氏、其御

鬘、木綿、並太玉串乎受取、氏、内親王乃御在所、尔持、参入候侍、

爾時、内親王御鬘、木綿奉、氏、發内重御門、尔参入、坐、氏、就席坐、

然、即命婦乃捧持、留太玉串乎受取、給、氏、捧持、氏、四段拜奉、然

即還出、給、氏、就本御坐、

同書

齋内親王侍殿壹宇、長四丈、廣二丈、高一丈、

女孀侍殿壹間、長四丈、廣二丈、高一丈、

齋内親王参入、度會宮、○中就座、於東殿、門内、東西各有一殿、

東殿、設齋内親王座、左右設命婦等座、西殿、設女孀等座、

永久二年二月三日、午時、参著外宮、○中著御子宿屋、敷半帖、為予座、

是、依、雨晴時、著前庭、石壺、

女孀侍殿よめむすめ

舞姫殿ともいふ。齋宮の女孀等、舞を奏せし所あり。

中世まで、齋内親王候殿、對して、西方にあり、今、祭色たり、

内玉垣御門うちたまがきごもん

二重目の御垣、付きたる御門あり。

祭典の節、勅使以下、此の御門下りて、玉串、綏奉らる、ゆゑ、玉串御門



祈年神嘗新嘗  
三祭典官幣點  
檢之圖



といふなり。江家次第も、かくいへり。儀式帳より、第二所門内又、内

重御門と見え、勅使部類より、中門と出でたり。

止由氣大神宮儀式帳六月月次祭條  
即大物忌、父發、太神宮司、并祢宜二人、所捧持、流太玉串乎受。

取、氏、第二、御門、内方、進置。先大神宮司、東次、祢宜、持、西、方。

一、祢宜、召、人、令、立、官、司、祢宜等、所持、之、玉、串、於、玉、串、御、門、掖。

蕃垣御門 内玉垣御門と、瑞垣御門との間あり。俗に猿頭御門といふ。御門をりよて、御垣、御扉、ともにかし。

瑞垣御門 一重目の瑞垣に付きたる御門あり。儀式止由氣大神宮儀式帳。

瑞垣 壹重、廻長五十丈、高一丈。

豐受大神宮正殿 止由氣宮、また、度會宮とも稱す。

謹にて案をいふ、豐受大神ハ、日本書紀より、伊弉諾尊、又飢時生兒號、倉稻魂命、倉稻魂、此云字介能美陀磨、また、保食神とも見え、古事記、皇孫命天降の段に、次登由宇氣神、此者坐外宮之度相神者也、和名抄

に、保食神 和名字、介毛、知乃加美。 また、稻魂 字、介乃美、太乃、俗云、宇乃加乃美、太乃。 など見え、又大宜

都比賣とも、御膳津神とも申し奉り、神祇官の西院に座す、御巫祭

神八座の一にまゝて、百穀發生の原素を掌り、天下の人民に衣食

を幸ひ給ふ、最も貴き御神なり。抑、此の大神ハ、もと、丹波國丹波郡

續日本紀より、和銅六年夏四月乙未、割丹波五郡、始置、丹後國、と見え、丹波郡ハ、今丹後國に屬せり。比治の麻奈為原

に坐し、まゝを、此の山田原に迎へ奉り、一固より、天上の御幽

契より、天照大神の御心小出でし御事なり。そは、雄略天皇

乃二十一年丁巳十月朔日、天皇の御夢に、御託宣ありて、豐受大神

を、我が坐す國に欲と誨へ、覺し給ひし、かむ天皇驚らせ給ひて、度

會神主の遠つ祖大佐の命を、豊受大神を、麻奈為原より迎へ

奉らる、山城、近江、伊賀の國々を経て、翌年九月望の日、此の大

宮地に鎮め奉らせ給ひしなり。

天照大神在於天上曰聞葦原中國有保食神宜爾月夜見尊  
 就候之月夜見尊受勅而降已到于保食神許保食神乃迴首  
 嚮國則自口出飯又嚮海則鱈廣鱈狹亦自口出又嚮山則毛  
 麁毛柔亦自口出夫品物悉備貯之百机而饗○中是時保食  
 神實已死矣唯有其神之頂化為牛馬顛上生粟眉上生繭眼  
 中生稗腹中生稻陰生麥及大豆小豆天熊人悉取持去而奉  
 進之干時天照大神喜之曰是物者則顯見蒼生可食而活之  
 也乃以粟稗麥豆為陸田種子以稻為水田種子  
 等由氣大神宮院事今稱度會宮在度會郡沼木鄉山田原村

天照坐皇大神始卷向玉城宮御宇天皇御世國國處處大  
 宮處求賜時度會乃宇治乃伊須須乃河上尔大宮供奉尔  
 時大長谷天皇御夢尔誨覺賜久吾高天原坐且見志真岐

賜志處尔志都真利坐奴然吾一處耳坐波甚苦加以大御  
 饌毛安不聞食坐故尔丹波國比治乃真奈井尔坐我御饌  
 都神等由氣大神乎我許欲止誨覺奉支尔時天皇驚悟賜  
 且即從丹波國令行幸且度會乃山田原乃下石根尔宮柱  
 太知立高天原尔比疑高知且宮定齋仕奉始支是以御饌  
 殿造奉且天照坐皇大神乃朝乃大御饌夕乃大御饌乎曰  
 別供奉

同書  
 正殿壹區長三丈廣一丈六尺高一丈  
 貞觀式  
 度會宮四座在度會郡沼木里  
 延喜式  
 度會宮四座在度會郡沼木鄉山田原去太神宮西七里  
 豐受大神一座  
 相殿神三座



新任辨官抄

正殿 一字也、御殿也、相殿神、各御坐于南向卯酉屋、正殿中

千五百番歌合 かけまくも畏き豊の宮柱並きこころの空よきらむ 俊成

同 そののみやわらうこそ豊受の孫そ君の志きける 上御門内大臣

神祇百首 神風やみつのか、あふ秋の毛とよらち人の袖をむる 嘉陽門院齋前

天照才豊文の神のまゝの秋とむ、新よ年とれどり 元長

皇の天つゝ祖のみことのり傳へて移る豊のこや人 度會行忠

神風やみつのか、あふ秋の毛とよらち人の袖をむる 家長

何の木は花とくとあらずあむひう那 ぐせ哉

相殿神

止由氣太神宮儀式帳、正殿壹區の注よ、同殿座神參前、稱相殿申ま  
た、相殿神御船代貳具とあり、延喜大神宮式よ、度會宮、船代四具と

あり注よ、二具相殿神料や、河でて、西の御船代に二座、東の御船代

よ一座まゝはすなり。まゝ、延喜太神宮式よ、相殿神三座、装束、帛被

三條、絹被三條、以上各長三尺五寸、帛衣三領、絹衣六領、以上各長二

尺七寸、綿各六、絹裳九腰、各齋長一丈、腰長三尺、高二尺、とありて、古来、御装束よ、所裳をも調進

せらさし、上ハ女神にまゝはすなり。弘安九年、通海泰詣記よ、當宮ニ

ハ左右ノ相殿三座オハシマス。イヅレノ大神ニテ御座スルヨシ、

人、イマダ知り奉ラサルナ也とあり。大同本記よ、御伴神三前

と見えたり。

正遷宮

廿年に、一度、正遷宮の大禮を行はせらるゝハ、天武天皇代勅によ  
りて定めさせられ、持統天皇の六年九月十五日よ、今の東の御敷  
地よ造營せる新殿よ遷し奉られき。其の後、千二百年に間よ、正遷

宮五十五回、假殿遷宮五十九回行々せらるたり。詳しくは、皇大神宮の所を譲る。  
ねんちゅうのたふさひてん  
 年中諸祭典

此の大宮の所祭ハ、儀式帳に見えたるが如く、自皇大神宮と異なる事どもありしが、明治神政正の後、皆一様となりたり。

歳旦大御饌 一月一日 午前九時 元始祭大御饌 一月三日 正午十二時

祈年祭大御饌 二月四日 午前七時 紀元節大御饌 二月十一日 正午十二時

祈年祭奉幣 二月十七日 午前八時 勅使参向儀仗兵出張 風日 祈祭 五月十四日 午後三時

月次祭夕大御饌 六月十五日 午後十時 月次祭朝大御饌 六月十六日 午前二時

月次祭奉幣 六月十六日 午後五時 風日 祈祭 八月四日 正午十二時

神嘗祭夕大御饌 十月十五日 午後十時 神嘗祭朝大御饌 十月十六日 午前二時

神嘗祭奉幣 十月十六日 午後五時 勅使参向儀仗兵出張 天長節大御饌 十一月三日 午前十一時

新嘗祭大御饌 十月廿三日 午前四時 新嘗祭奉幣 十一月廿三日 午前六時  
勅使参向儀仗兵出張

月次祭夕大御饌 十二月十五日 午後十時 月次祭朝大御饌 十二月十六日 午前二時

月次祭奉幣 十二月十六日 午後五時

日別朝夕御饌 午前八時 午後五時

神異

當宮御鎮座以來、神異の顯色一事ハ、歴代の國史に見えて、枚舉むるに遑あらざ。殊々著き者、稱徳天皇の御代、當宮の上、五色の瑞雲のたなびきを、伊勢國司等より奏上せしむば、其の瑞祥より依りて、遂に、年號を、神護景雲と改めさせ給ひし御事、是なり。今、其の詔詞を抄出して、左に掲ぐ。

續日本紀  
 稱徳天皇、天平神護三年八月癸巳、改元神護景雲、詔曰、日本國尔坐天、大八洲國照給比治、給布倭根子天皇我御命止

五色瑞雲を望む  
圖



勅布御命乎、衆諸聞食止宣、今年乃六月十六日申時、仁、東南  
之角、爾當、天甚奇、久異、爾麗、岐雲、七色相交、天立、登、天在、此乎  
朕自、毛見、行之、又侍、諸人等、毛共、見、天、恠、備、喜、備、都在、間、仁、伊  
勢、國、守、從、五位、下、阿倍、朝臣、東人等、我、奏、久、六月、十七日、尔、度  
會、郡、乃、等、由、氣、乃、宮、乃、上、仁、當、天、五色、瑞、雲、起、覆、天在、依、此、天  
彼、形、乎、書、寫、以、進、止、奏、利、復、陰、陽、察、毛、七月、十日、尔、西北、角、尔  
美、異、雲、立、天在、同、月、廿三日、仁、東南、角、尔、有、雲、本、未、未、黃、稍、具  
五色、止、奏、利、如是、久、奇、異、雲、乃、顯、在、流、所、由、乎、令、勘、尔、式、部、省  
等、我、奏、久、瑞、書、尔、細、勘、尔、是、即、景、雲、尔、在、實、合、大、瑞、止、奏、利、然  
朕、念、行、久、如是、久、大、仁、貴、久、奇、異、尔、在、大、瑞、波、聖、皇、之、御、世、尔  
至、德、尔、感、天、天地、乃、示、現、之、賜、物、止、奈、常、毛、聞、行、須、是、豈、敢、朕  
德、伊、天、地、乃、御、心、乎、令、感、動、未、都、流、事、波、无、止、奈、念、行、須、然、此

方大御神官上尔示顯給故尚是方大神乃慈備示給流幣物奈  
又掛毛畏岐御世御世乃先乃皇我御靈乃助給比慈給流幣物  
奈犁。故是以奇久喜之大瑞遠頂尔受給天忍天默在去不  
得之天。諸王知臣多知召天共尔歡備尊備天地乃御恩乎奉  
報奈倍之止念行止詔布天皇我御命遠諸聞食止宣然天天方  
万物乎能覆養賜比慈備慈美賜物尔坐須又太神宮乃祢宜  
大物忌内人等波尔叙二級但御巫以下人等叙一級又伊勢國  
神郡二郡司及諸國祝部有位無位等賜一級又六位以下及  
左右京男女年六十以上賜一級但正六位上依例賜物其正  
六位下重三選以上者賜上者正六位上又孝子順孫義夫孝  
婦節婦力田者賜二級表旗其門至于終身田租免給又五位  
以上人等賜御手物又天下諸國今年田租半免又八十以上

老人及鰥寡孤獨不能自存者賜糧又示顯賜流瑞末尔年  
號波改賜布是以改天平神護三年為神護景雲元年止詔布  
天皇我御命速諸聞食止宣

東西寶殿 瑞垣御門の内正殿  
向ひて左右あり

財寶とも寶藏ともいふ東寶殿も幣物を納め西寶殿ハ幣馬の鞍  
并に古神寶等を納む

止由氣太神宮儀式帳  
寶殿貳宇 長各一丈六尺廣  
一丈二尺高一丈

同書六月次祭條

即祢宜發御鑰所給氏大物忌乎先率立氏内院參入次太神  
官司次大内人三人明曳御調系持參入然太神官司波内院  
御門内跪侍祢宜波開東寶殿御調系進入員卅絢見進入サ  
八絢高宮  
御料分 奉入畢即罷出  
祢宜發御鑰被給氏大物忌乎前率立氏内院參入○中大内

同書神嘗祭條

延喜式 人波西寶殿乎開氏御馬鞍調度進上畢即開殿戸罷出

新任辨官抄 物忌内人等昇幣帛案入奉置瑞垣内財殿

東西寶殿 二宇也在正殿  
之前二大許

瑞籬之中正殿東西寶殿三宇有之也

御饌殿 正殿良の角玉垣板垣の間あり諸  
書よ御食殿とも御氣殿とも書けり

其の制作他の殿舎と異り棟柱二本のみふて餘の柱を用らず。四  
方壁板を以て組み上げ南北二口より御座を設く。世俗に所謂蒸籠  
組なり。此の御殿ハもと丹波國比治の真奈為原ありて丹波道  
主の女ハ乎止女大御神并に豊受大神比日別の御饌を供進せし  
より祭儀連綿たりしを雄畧天皇の廿二年大御神の神勅によ  
りて豊受大神を今の太宮地に迎へ奉りし時古式のみく此の御  
饌殿を正殿の良比南に建設し神主の女子いまだ婚がらざる者

を撰びて、大物忌に定め、神主御前を遣ひて、兩宮の朝夕此御饌を  
後事する事とはなせり。かゝるより以來今の世に至るまで、を  
の儀式ハ、敢て更ることなし。

止由氣大神宮儀式帳

同書供膳物條

御饌殿壹宇、長一丈、廣一丈、高一丈

大物忌、父我佃奉、拔穂、御田、稻乎、先穂乎、拔穂、九月神  
嘗祭、八荷供奉、一荷懸、然所遺、稻乎以、將來至、于九月十四  
日、御炊物忌、尔令、春炊、氏、御塩、燒物忌、乃燒奉、御塩、并志摩國  
神戶、人夫等奉進、御贅等乎持、天、御炊物忌、尔令、頂持、大物忌  
御机、尔副、天、祢宜、大内人等御前追、氏、御饌殿、乃前、尔持、參入、  
氏、大物忌、御炊物忌、乎奉、入、天、日別、二度仕奉、畢時、三八遍拜、  
奉罷退、

同書

御饌殿一宇、用物肆種、調絹貳疋、御饌、并、二所、大神、調、布、捌端、及、相殿、神、御座、料、

殿内、天井、壁、代、二所、大神、及、相殿、麻、席、三、枚、二、所、大神、御座、土、代、敷、料、并、相殿、神、

神、坐、下、敷、并、敷、布、御、巾、布、等、料、麻、簀、三、枚、二、所、大神、御簀、料、

右件、用物、大神宮司、年別、九月、祭、所、充、奉、○此の外、朝夕御饌、の事、同書、に、散見、す

延喜式  
ひこ、之を、畧、ひ

凡度會宮、祢宜、内人等、依、例、供、進、大神宮、及、度會宮、朝夕、御膳、

餘宮、不、供、其、御膳殿、年料、所、須、絹、三、匹、布、八、端、東、席、三、枚、食、單、

布、二、端、食、薦、三、枚、神宮司、充、之、

新仕辨官抄

荒垣之内、御食殿、一宇也、如、寶殿、有、千、木、堅、魚、木、每、日、二、度、御

膳、供、之、屋、也、朝、未、明、夕、東、燭、程、供、之、内、宮、御膳、供、于、外、宮、此、殿

也、

殿舎考證

今、御饌殿、南北、二、面、長、一、丈、九、尺、五、寸、折、行、三、間、中、間、五、尺、八、

分、廣、一、丈、三、尺、六、尺、五、寸、梁、行、二、間、各、按、帳、長、廣、大、同、當、有、關、文、誤、字、

久安二年十一月廿五日、陰陽寮勘文云、豐受大神宮御氣殿  
内、去七月十六日寅時、鳥二翼參入、居御板敷上、此の外軒廊の御ト等  
屢見えたれど

も之を畧す。  
外幣殿 正殿の隅、玉垣板垣の間にあり。東宮并に皇后宮の幣帛、國々  
處々の調符前、雜物等を納めし所あり。内院の外にある幣殿を  
も、外幣殿と

止由、太神宮儀式帳  
幣帛殿 壹宇、長一丈、廣一丈二尺、  
高一丈

新任辨官抄  
外幣殿 一宇也、在正殿後瑞垣玉垣等外也、舊  
損神寶幣帛納此殿、作棟如東西寶殿

北宿衛屋 外玉垣御門の外、西側あり。

北御門 裏御門ともいふ。瑞垣及内外玉垣に付きたるハ、  
於不替御門ありて、板垣に付きたるハ、鳥居なり。

應安八年七月十二日、二頭代有繼來、云、新宮瑞垣御門

同北御門毛、三尺寄北、事同前也、可為何様哉、作所毛不被存  
知工毛不存知、任東宮之寸法、自古穴三尺寄南、自昨日堀之

言語同斷地堅候也、止申之、予元祿引見記錄之處、西宮瑞垣

御門并同北御門、三尺寄北、事祖父長官嘉元記、分明之間、令

指南了、

藩屏 板垣御門の外道を

上御井 板垣北御門の前を、西より行くに二町あり、藤岡山の麓にあり。  
井の上は殿舎に齊しき覆屋あり。天忍穂井とも御水とも稱す。

此の御井ハ、皇太神宮並豊受大神宮の朝夕乃御饌に供する御  
料にして、上古度會神主の遠祖天村雲命、天御祖神の所教のまに

まに、高天原なる天忍石の長井乃水を持ち降りて、そぎ加へ給ひ、  
水なり。初築紫の日向の高千穂峯に存りしを、丹波國真奈為原より

移し、豊受大神御遷坐の時、また此所より移し、と云ふ。善此の御井ハ、  
異變ある時ハ、次第を経て上奏し、朝廷よては、陰陽寮をして、軒廊

の御トを行し、勅使を立て給ひて、神慮を伺ひ奉らるる舊例

なりき。

此由氣大神宮儀式帳

父无位神主乙磨

右人行事與物忌共副御饌前追仕奉又大御饌尔供奉御杖手五十六枚日別奉進又御井掃淨奉又御井與御炊殿往還間道百廿丈橋十五丈此月每修理掃淨仕奉

神宮雜例集

一御井社内蛇直事

大治三年十一月廿四日見付御井社中蛇奈保禮留事當日三人物忌子良為汲進夕御饌御水參向二宮朝夕御井社奉開御戸拜見之處長四尺許蛇八寸許者從土居之外指出三尺餘許者御井社内奈保禮留之由所見付也仍注進之後大治三年十二月廿七日被下宣旨云權大納言藤原朝臣宗忠宣奉勅宜下知彼官司且祈謝公家御慎天

下口舌病事且令註申神事穢氣不淨違例者

長徳檢録

上御井社

在即御井

御竈木帳四十七前神社

上御井社

豊受太神宮にて之春の日よめる

風雅集

おは井をくみ水汲み初めてあはむる春其さる

度會家行

同

よ城へ汲むもつきく方代天より移すお井の水

度會延誠

夫木抄

君が代は濁もあらじ言花や薫よまのわは井の水

度會仲房

神道百首

ゆく末も百方代の春うけてあぞむすむお井の水

ト都兼邦

康永本語記

位をそめて歳せなうぬ久方の天村老の忍徳井の水

士佛法師

建武元年度會朝棟亭會

あはき山田の原代は井は秋も今宵と月や澄むらむ

荒木田房繼

神祇百首

山里のたけの水を流すも井の社のあはれはあれ

度會元長

同

花さけむる井の水を結ぶと藤岡山にあらぬをせそ

同

藤岡山

上御井の上なる岡阜なり。域内は属す。此の邊藤の樹多きを以て名を得たり。



度會國御神社

わたらひくにみのとん 上御井の東に當れる城内に坐す。豊受大御宮の攝社あり。

御竈木帳四十七前神社

度會之國都御神社

延喜式度會宮攝社十六坐

國見社

度會國御社

天喜應宜 國生社

度會國御社

大津神社

おほつのおんや 國御神社の西に坐す。豊受大神宮の末社あり。

大津社

廳舍 ちやう 儀式帳より、所廳と見え、東の大宮地の北にあり。

往古此の所にて、宮務を執り行ひ、諸國の神戸御園御厨等、

諸事を令たり。此を廳宣といひき。

御器御倉調御倉

ごきのくら 一も、有爾郷より調進する土器を納め、一ハ、御政印及御贄等を納めき。共、近世まで、廳舍の西に並びたり。

忌火屋殿

いみびや 東大宮地の良にあり。御饌炊殿とも、御竈屋ともいふ。

忌火を鑽り、日別朝夕の御饌、並に諸祭典の御饌御贄を調理する

所あり。儀式帳に、御井、與御炊殿往還間、道百廿丈、橋十五丈とありて、距離九叶へり。正中御饒記に、鳥居あり。由を記せり。又、外宮葺萱負數記に、御葺萱五百圍と見え、往古ハ、萱葺あり。を今も大板葺にて、桁行も増尺せり。

御饌炊殿壺間 止由氣大神宮儀式帳 長二丈二尺、廣一丈二尺、高八尺、

新任辨官抄 在廳東調備御膳所也

又召家榮、以詞仰下云、祭主卿注申、豊受官忌屋殿虫出來、恠

異、可占申、各持來、卜形式、神事不信不淨之上、公家御藥、天下

口舌者、官寮大畧同趣也、虫出來事、六月十一日、七月十四日、

二ヶ度也、仍、二ヶ條皆卜申也、

同書同年八月條 廿七日、有臨時伊勢奉幣、上御右大臣、是仍、外宮忌屋殿虫出

來、恠異也、

永正元年 甲子七月十九日の夕御饌の時、忌殿御釜御召え候、

同八月十一日の夕御饌の時、御召え候、同十七日夕御饌の

時、御召え候、

同附属舎 忌火屋殿の左あり。土器、々械、鋪設等を納む。

被所 忌火屋殿の南庭あり。日別朝夕の御饌を始め、諸祭典の御饌、御餐、及奉仕の神官を被へ清むる所あり。

御饌道 大宮地の北あり。朝夕の御饌調進の道なるを以て名づく。

廻神道 道の北あり。十二所の内なり。御倉の舊趾ありといふ。

酒殿 忌火屋殿の西あり。神酒を醸す所なり。豊宇賀能賣神を祭れりといふ。

御酒殿壹間、長二丈五尺、廣一丈六尺、高九尺、

御饌調理負齋宿所 酒殿の東あり。日別の御饌調理に仕へ奉る神官の齋宿する所あり。

御竈木屋 齋宿所の北あり。忌火屋殿需用の御薪を納むる所あり。明治四年までハ御薪神事といふ事ありき。

祢宜權官往列立于例所 外宮年中行事正月十五御竈木神事條

而序立于木柴垣内南頰 中 時、禰宜目于大物忌父一鵝

問、御調成耶、一鵝稱唯 中 禰宜警蹕如例、到于本宮、物忌

父等直啓瑞籬門而入内院 中 而其所擔之御竈木、傍立大

床之高欄 東西各四 禰宜權官各八度拜伏

内御廐 忌火屋殿の異の方參道の左側あり。防牲籬の外あり。幣帛御馬隱御廐等對して、内御廐と稱するあるべし。此の御馬を、

延喜式にも、懸銅の御馬と云へり。其の斃る、時ハ、注進に隨ひ、更ニ、主馬寮より牽進せらる、例あり。

止由氣大神宮儀式帳 御廐壹間、長三丈五尺、廣一丈六尺、高一丈、

同書 御馬飼内人无位神主豐繼

右人、行事卜、定任日、後家、雜罪事被、淨底、常立御馬二匹、

此、率己、戸人夫、並多氣、郡司、貢上飼丁、仕奉、

貞觀六年十二月十日癸亥、勅置、伊勢豐受神宮、御馬飼内人

一人、以元御馬二足充飼内人一人也、

延喜式 凡二所大神宮櫛飼御馬各二疋簡帶馬内恒令養飼自外馬

皆放神牧

中古記 保延元年二月十五日天陰大宮大夫行軒廊御上外宮惟御

馬斃事○中官寮共公家御慎由ト申

愚昧記 嘉應元年十二月月次祭左少辨為親云外宮御馬斃之由進

宮司解狀撰日次追可被引獻

北御門口鳥居北御門の北北御門口の參道より内御廐の北北御門口の參道より俗又北の鳥居といふ

應安十六年十一月十四日夕有御事始神事祭主忠直朝臣

東自北鳥居被參也於例所有手水

北鳥居柱長壹丈七尺五寸

御饌供進家中不神拜○中於外宮者内御馬北鳥居邊候也

廻神道の左右あり十二所の内あり

外御廐北御門口參道の右側あり防往籬の外に在るを以てかく名づ此の御廐の北より西を指して園御神社へ參詣する道あり

幣帛御馬隱廐壹間長二丈廣一丈二尺高七尺

齋内親王御膳殿壹間御膳殿壹間御炊殿壹間と見えたり今廢れぬ

中堤一鳥居北御門兩參道の出で會へる欄を南へ行

下部坂中堤の南多賀宮へ昇る坂道をいふ

此の石階の中に袖引袖摺といへる石二箇ありし由延貞筆乘

見えたり今も知る人なし

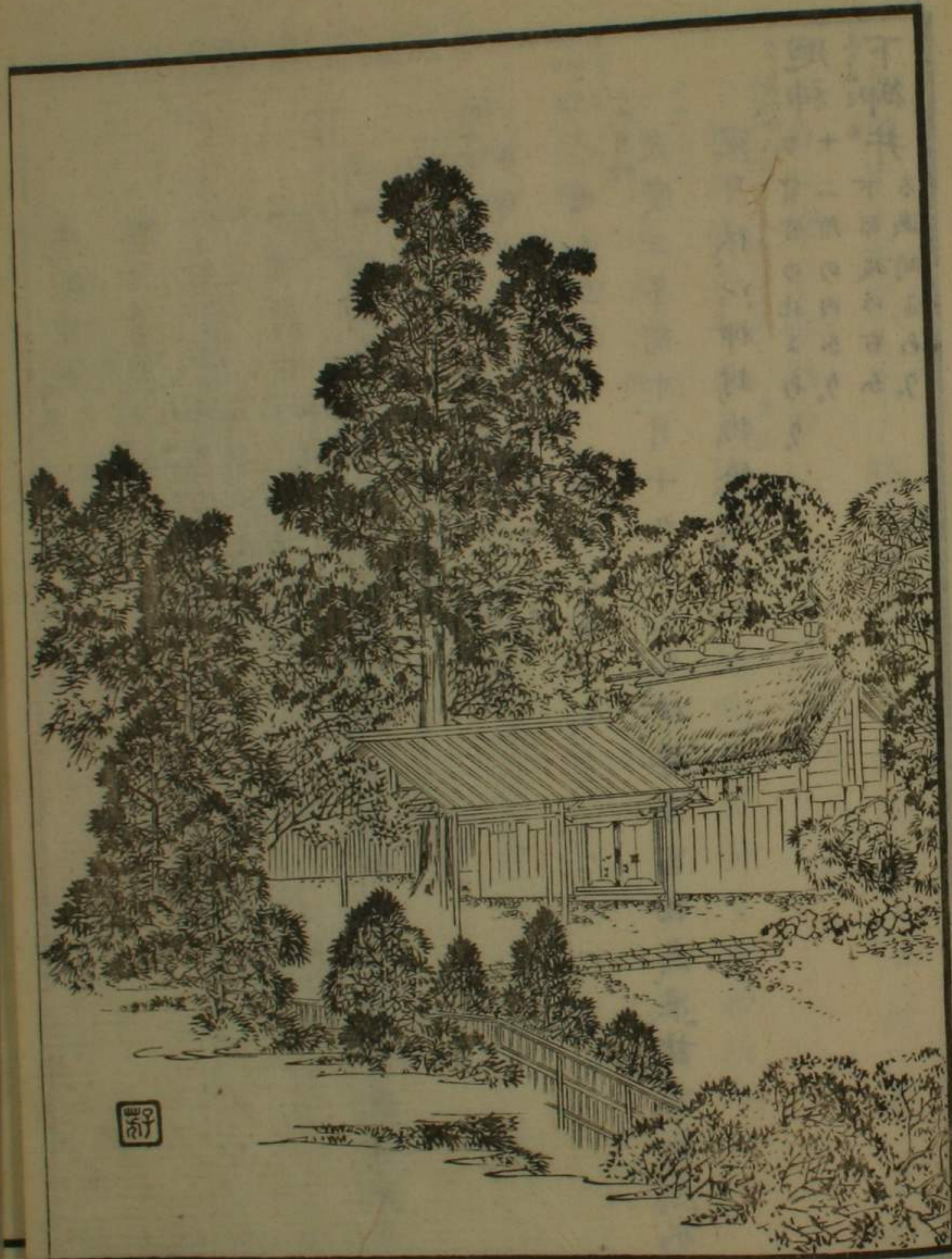
炭竈神祇百首炭竈炭竈り谷の音をもせぬ山と詠うありの故ありてふ 度會元長

檜尾多賀宮のまします山をいふ

式年御造營の節心御柱の料材をば此の邊より伐採する舊例あり

多賀宮檜尾山の上鎮り坐す豊受大神宮第一の別宮ふして祭神ハ大神の荒魂の神と坐せり

管高宮壹院等由氣大神之荒御玉神也



多賀宮



多賀宮之園

正殿壹區、長二丈四尺、廣一丈二尺、高一丈、

瑞垣壹重、長十二丈、高一丈、

玉垣壹重、長十八丈、高一丈、

御門壹間、長一丈、廣一丈、

高宮宿直三人、小内人一人、戸人二人、中番下番宿直事如上、

延喜式 餘月 同之

多賀宮一座、豐受大神荒魂、去、神宮南六十丈、物忌父各一人、

三代實錄

天慶三年閏十月十九日乙巳、伊勢高宮物忌、准諸宮物忌、永宛月粮、以神封物給之、

廻神 多賀宮の北あり、十二所の内あり、

下御井 下部坂の右あり、

上御井小異變あり、一時此の水を以て、御饌の御料と充てられ

し由、太神宮諸雜事記に見えたり、

止由氣太神宮儀式帳御巫内人行事條、朝御饌夕御饌、尔仕奉留御井、並高宮御井、神祭仕奉、年中六度

長徳檢録、下御井社、在高宮後、

山口祭場、下御井の北あり、

式年御造營の始、山口の神を祭る所あり、

次取吉貝、山口神祭用物、並行事如左、

金人形廿口、金鏡廿面、鉾廿柄、大刀廿柄、鎌一柄、奈岐鎌一柄、手銚一柄、小刀一柄、五色薄紙五尺、木綿二斤、小麻二斤、小

庸布四段、給、大内一人、御巫内一人、管裁物忌一人、各一段、以上、雜物官庫之

物、酒一斗、米一斗、雜腊一斗、堅魚二斤、鮓二斤、海菜二斗、鹽二

升、土師器五十口、陶器五十口、雞二羽、雌一、鷄卵十九、以  
上以神稅、太神宮司所充奉、

右件物祭奉畢時、御巫内人告刀申、畢即管裁物忌、以忌  
鎌、氏草木蒨、始、然、以後、諸役夫等、草蒨木切所々、山野散  
遣、然宮造畢時、返祭料物如始、

土宮 つらのみや 山口祭場の北の敷地は鎮り坐す。豊受大  
神宮の別宮よいて、祭神も地主の神あり。

此の宮元も、土御祖社と稱せしを、大治三年、宮號宣下ありて、別宮  
小列せられたり。又、此の御殿の向方はつきても、諸説あり、かど  
も、往古より、東面なりしを以て、其の儘に志おうれる事、長秋記  
に詳なり。

長徳檢録 土御祖社 在大宮前 類聚神祇本源 土宮 在神宮、與高、宮東向坐

社記 大治三年六月五日、宮號宣下、為度會河堤、守護也、

同書

長秋記 長養三年六月廿一日、按察使談云、明日可有仗儀、事朝家大

事、必可參、豊受太神宮、土宮、彼外宮地主神也、然而年來無預  
官幣、而今度準七所別宮、可預官幣之由、自本宮依申請、已蒙  
裁許、仍重申請云、御殿元高五尺許也、而準七所別宮者、毎年  
荷前幣物、可納御殿内也、件幣物、廿年違宮外、無取出事者、不  
大造於御殿、件物無可置之處者、准内宮荒祭外宮高宮等、可  
被造、此御殿、一丈許、有何難哉、云、同宮自本東向也、而太神  
宮、竝七所神宮、皆南向也、今度准他社、可造南向歟、又件社、本  
自有鳥居、而内垣内無有鳥居之例者、今度可立鳥居之否、事  
也、件三事、可依仗議、中廿四日壬寅、晴、酉、刻參仗議、中公  
教讀、申本解、成通書、定文、土宮御殿、可作大事、同宮、可作南向

事元東同宮鳥居可在否事内大臣定申云伊勢事多依御卜  
被行常事也者三事共依御卜被行何事乎源大納言新中  
納言新宰相中將三事共不可改舊儀其幣物納神殿事不造  
大不可在事歟南向事任舊如元東向何事在矣鳥居事内鳥  
居内無有他鳥居又失本鳥居事共難量申者可被行御卜歟  
下官中宮權大夫申云於神殿從本宮申可造大之由於向方  
竝鳥居只可任舊下官副詞云土宮地主神也無知造社本縁  
之人自昔東向奉居何可改定哉就中八幡御殿西諸神皆東  
向座賀茂片岳又東向座以是等例准據處可依所便宜歟於  
鳥居條大社鳥居中有他鳥居之例諸社多存於高宮荒祭宮  
者各立中門云云令准中門被立鳥居有何事矣

風宮かぜのみや土宮の東、檜尾山の北麓に鎮り坐す。

元ハ風社と稱して未官帳の御社なり一に弘安四年蒙古襲來  
北第神威を顯し給ひ一により正應六年宮號宣下ありて別宮小  
列せられき舊記考證等ハ風日祈宮の所と出せり。

長徳檢録 風社 在高宮 類聚神祇本源 在神宮南土宮 東但南向坐

社記 正應六年三月廿日官符改社號奉授官號預官幣依異國降  
伏之御祈也

同書 嘉元正遷宮之時被増作寶殿了

廻神めぐりかみ風宮の近傍に二箇所あり 共十二所の内あり

千枝杉ちえだのすき風宮の東にあり

大宮司千枝朝臣の植ゑられしを以て名づけたりとぞ元ハ四株  
あり一に正保元年の大風と顛倒して今ハ僅一一株残まり

一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百、

一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百、



